高等学校等就学支援金事務処理要領（第５版）
（都道府県事務担当者用）

まえがき

本要領は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）の制度の概要及び就学支援金の支給に関する事務処理の標準的な手順等について記載したものです。

各都道府県においては、就学支援金が、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるものであることを改めて御認識いただき、円滑な制度の実施のため、本要領に沿い実施していただくようお願いします。

また、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容されます。就学支援金の支給に加えて都道府県独自の授業料減免制度を実施する場合もあると考えられることから、各都道府県においては、本要領を参考にして各都道府県としての事務処理要領等を作成し、各学校設置者に配布するなど、適宜本要領の活用を図ってください。

なお、第５版においては、平成 30 年７月からの所得確認の基準の変更や、総務省による行政苦情救済推進会議における生徒・保護者の負担に配慮した授業料徴収に係る検討を踏まえた平成 30 年２月のあっせん等を踏まえ、所要の見直しを図っておりますので、事務処理上遺漏のないよう願います。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室

第１版　平成 26 年 4 月
第２版　平成 27 年 4 月
第３版　平成 28 年 4 月
第４版　平成 29 年 4 月
第５版　平成 30 年 5 月

【 目　次 】

第Ⅰ部

第一章　高等学校等就学支援金制度の概要

1　制度の趣旨・目的 ･･･ 1

2　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要 ･････････････････････････ 1

第二章　就学支援金に関する事務の流れの概要 ･････････････････････････････ 6

第三章　就学支援金に関する事務

1　就学支援金交付金の申請に関する事務･････････････････････････････････ 7

（1）都道府県予算への計上

（2）就学支援金交付金の交付申請

（3）就学支援金交付金の変更交付申請

（4）就学支援金交付金の支払

2　制度の周知 ･･･ 8

3　就学支援金の支給 ･･ 8

（1）受給資格認定、就学支援金の額の算定

（2）就学支援金の支給決定

（3）収入状況の届出、支払の一時差止め

4　就学支援金の代理受領、授業料との相殺 ･････････････････････････････ 12

（1）共通の取扱い

（2）都道府県立高等学校等の取扱い

（3）市町村立高等学校等の取扱い

5　就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定･･････････････････････････ 14

6　実地検査及びそのフォローアップ･･････････････････････････････････････ 14

7　就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書 ･･････････････ 15

（1）退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

（2）所得制限による受給資格の消滅

8　休学に伴う就学支援金の支給停止、再開 ･････････････････････････････ 15

9　転学に伴う就学支援金の取扱い ･･････････････････････････････････････ 16

10　不服申立て･･ 16

11　各学校種ごとの留意点･･･ 16
（１）株式会社立高等学校
（２）広域通信制高等学校
（３）市町村立高等学校等
（４）公立大学法人立高等専門学校
（５）公立大学法人が設置する大学附属の高等学校

12　高等学校等就学支援金事務費交付金 ･･ 17

13　都道府県から市町村への権限移譲･･ 17

第II部

第一章　１単位当たりの授業料を設定している場合の特例････････････････････････ 18

第二章　Q&A（個別具体の事務処理について）････････････････････････････････････ 23

参考資料　各種様式

本要領で示す各種様式のうち高等学校等就学支援金交付金に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

※　本要領で単に「法」、「令」、「規則」とあるのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則を示す。

※　本要領で単に「都道府県」とあるのは、法第４条の「都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては都道府県教育委員会)」を指す（法第 14 条第１項及び第２項で準用する場合を除く)。

第Ⅰ部

第一章　高等学校等就学支援金制度の概要

１　制度の趣旨・目的

本制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

「高等学校等就学支援金制度」は、以下のような趣旨・目的に基づいて実施するものである。

① 高等学校等への進学率は約 98 %に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきであること。

② 高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること。

③ 多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権 A 規約(※)にも「中等教育における無償化の漸進的導入」が規定されている。

（※）国際人権Ａ規約とは、国連人権委員会が作成した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約」のことをいい、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などの社会権を保障するものである。（我が国においては、昭和 54 年に批准し、同年 9 月 21 日に発効。アメリカ合衆国を除く主要各国が締約。）

また、この施策が高校教育に及ぼす効果としては、以下のことがあげられる。

① 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、全ての意志ある高校生等が、教育費負担を心配することなく、安心して勉学に打ち込めること。

② 対象となる高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待されること。

２　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

（１）法律の趣旨（法第１条）

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすること。

（２）対象となる学校（法第２条、規則第１条）

国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第 1 学年～第 3 学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（＊）の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

＊対象となる国家資格者養成施設

・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第 57 条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの

・准看護師養成所

・調理師養成施設
・製菓衛生師養成施設
※専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているものについては、平成 26 年 4 月 1 日以降に当該学校の第 1 学年に入学する者から、学年進行で対象となっている。

（３）受給資格（法第３条）

高等学校等（上記（２）の対象となる学校）に在学する生徒が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

①日本国内に住所を有しない者

本制度は、高等学校等に係る教育の成果が社会全体に還元されるものであり、その教育費について社会全体で負担するという考え方に立脚するものであることから、我が国に在住し、我が国の社会を構成する者についてその対象とするものである。

②高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者

③高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は、在学した期間を一月の４分の３に相当する月数として計算）を超える者

これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

④所得制限基準に該当する者

「保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者（第３条第２項第３号）」として、
・平成 30 年６月支給分までは、保護者等の市町村民税所得割額が 304,200 円以上、
・平成 30 年７月支給分以降は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が 507,000 円以上
である者（令第１条第２項）

（４）支給期間（法第３条第２項第２号、同条第３項）

就学支援金の支給期間は、最大で 36 月である。ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で 48 月である。

（５）受給資格の認定（法第４条）

高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとするときは、受給資格認定申請書に保護者等（生徒の親権を行う者等）の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）または道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて(同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程)、都道府県に提出し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

（６）就学支援金の額（法第５条、令第３条）

ａ　就学支援金は、（５）の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額）とする。

b　保護者等の収入の状況に照らして特に必要があると認められる受給権者については、ａの支給限度額に政令で定める額を加算するものとする。

c　ａの支給限度額は、公立高等学校の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
国　立	9,600	400	9,900*	9,900	9,900
公　立	9,900（注）	400	9,900*	9,900*	9,900
私　立	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*

＊は加算の対象となるもの

（注）公立の高等学校及び中等教育学校の定時制課程は 2,700 円
　　公立の高等学校及び中等教育学校の通信制課程は 520 円

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金が支給される。

（７）単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例（規則第７条）

単位制高等学校や専修学校高等課程・一般課程の単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1 単位あたり授業料を設定し徴収している場合のルールについては、第 II 部第一章参照。

（８）就学支援金の支給（法第６条）

a　都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあたっては都道府県教育委員会。以下同じ。（「都道府県」とも表記する。））は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

b　就学支援金の支給は、受給権者が（５）の受給資格認定申請をした日の属する月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）の属する月に終了する。

c　やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後 15 日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

（９）所得に応じた支給（令第４条）

私立の高等学校・中等教育学校・特別支援学校、国公私立の高等専門学校、公私立の専修学校高等課程・一般課程及び私立の各種学校の生徒のうち特に経済的負担を軽減する必要がある世帯の生徒については、所得に応じて支給金額を１.５倍～２.５倍した額を上限として支給する。

a　年収 250 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の２.５倍の額（297,000 円）

b　年収 250 ～ 350 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の２倍の額（237,600 円）

c　年収 350 ～ 590 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の１.５倍の額（178,200 円）

d　年収 590 ～ 910 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円

※これらの年収はあくまで目安であり、具体的な所得確認の基準は以下のとおり。

所得確認の基準は、平成 30 年６月分までの支給については、市町村民税所得割額を用いる。

また、平成 30 年７月分からは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を用いる。

これは、平成 30 年度分の個人住民税から、都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、指定都市と指定都市を有する道府県の標準税率が変更されることで、指定都市とそれ以外の市町村とで市町村民税所得割の標準税率が異なることに対応するための措置であり、年収の基準そのものを変更するものではない。

平成 30 年度分以降は、指定都市とそれ以外の市町村で標準税率が異なるため、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額を基準とする。

○平成 29 年度分までの標準税率

【全市町村】道府県民税　４％　　市町村民税　６％

↓

○平成 30 年度分からの標準税率

【指定都市】道府県民税　２％　　市町村民税　８％　　⇒合計 10 ％

【それ以外】道府県民税　４％　　市町村民税　６％　　⇒合計 10 ％

○平成 30 年６月分までの基準額（平成 29 年度の課税証明書等による認定）

支給限度額等	保護者等の市町村民税所得割額
所得制限	304,200 円以上
通常の支給限度額	154,500 円以上 304,200 円未満
通常の支給限度額の１.５倍の額	51,300 円以上 154,500 円未満
通常の支給限度額の２倍の額	100 円（※）以上 51,300 円未満
通常の支給限度額の２.５倍の額	0 円（非課税）

○平成 30 年７月分以降の基準額（平成 30 年度の課税証明書等による認定）

支給限度額等	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額
所得制限	507,000 円以上
通常の支給限度額	257,500 円以上 507,000 円未満
通常の支給限度額の１.５倍の額	85,500 円以上 257,500 円未満
通常の支給限度額の２倍の額	100 円（※）以上 85,500 円未満
通常の支給限度額の２.５倍の額	0 円（非課税）

※　実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 1 ～ 99 円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において１～99 円と記載されている場合であっても、２.５倍加算の対象となる。

（10）代理受領（法第７条）

就学支援金の支給は、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われる。これは、主として就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにすることを目的として実施するものである。

具体的には、就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになる。就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて

請求することが基本である。
なお、支給対象高等学校等が都道府県立の高等学校等である場合は、就学支援金を生徒に対する授業料債権の弁済に充てることは同様であるが、学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、（都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の）代理受領は行われない。

（11）休学時の支給停止（法第８条）

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を学校設置者を通じて都道府県に申し出ることができる。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は（４）の支給期間に算入されない。

（12）収入の状況の届出（法第１７条）

受給権者である生徒は、毎年、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、都道府県が定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る書類（以下「収入状況届出」という。）を、都道府県に提出しなければならない。ただし、個人番号カードの写し等を提出している場合であり、個人番号の利用によって道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認できる場合はこの限りではない。

上記にかかわらず、受給権者である生徒（就学支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出している場合は、当該書類等を添付することを要しない

（13）就学支援金の支払の一時差止め（法第９条）

都道府県が、個人番号の利用によって道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認できず、かつ、受給権者が、正当な理由なく（12）の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

（14）不正利得の徴収（法第１１条）

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（15）報告等（法第１８条）

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（16）罰則（法第２１条）

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、３年以下の懲役又は100 万円以下の罰金に処する。

（17）就学支援金交付金の支払請求、支払（法第１５条）

国は就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4 ～ 6 月の第 1 期、7 ～ 9 月の第 2 期、10 ～ 12 月の第 3 期及び 1 ～ 3 月の第 4 期の年 4 回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

第二章　就学支援金に関する事務の流れの概要

就学支援金に関する事務の流れの概要は以下のとおり。なお、学校設置者の欄の「都道府県からの事務委託等」については、都道府県から学校設置者への依頼により行うことも可能であり、法令上、必ず文書による事務委託が必要とされるものではないが、事務の分担が明確になっていることが当然求められる。

		生徒	学校設置者 法令による義務的事務	学校設置者 都道府県からの事務委託等	都道府県	国
交付金の算定				在籍予定生徒数（低所得世帯見込み生徒数を含む。）の報告 →	在籍予定生徒数（低所得世帯見込み生徒数を含む。）の集計 ↓ 交付申請（年間）・変更申請（適宜） →	交付決定（年間）・支払集計（年４回） ↓ ← 払込（年４回）
					交付金受取（年４回）	
就学支援金の支給		受給（法§５	← 代理受領（法§７）（授業料債権の一部に充当）		支給（法§６Ⅰ）	
	①受給資格認定	受給資格認定申請書の記入 ↓ 受給資格認定申請書、確認用書類（個人番号カードの写し等又は課税証明書等）の提出（法§４） →	受給資格認定申請書、確認用書類（個人番号カードの写し等又は課税証明書等）の経由（法§４） →	受給資格認定申請書（在学中原則１回）の作成（プリントアウト）・配付（様式は省令で規定） 受給資格認定申請書、確認用書類（個人番号カードの写し等又は課税証明書等）をとりまとめの上提出（申請者リストを作成・提出） →	受給資格の認定 ↓ 受給資格認定（不認定）通知の発出	
		← 受給資格認定（不認定）通知の受取	← 受給資格認定（不認定）の生徒への通知	← 受給資格認定（不認定）通知（生徒一覧）の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）		
	②支給決定	就学支援金の支給（交付）申請（省令で定める受給資格認定申請書様式において学校設置者に委任） →	就学支援金の支給（交付）申請（省令で定める受給資格認定申請書様式に基づき生徒より受任）		就学支援金の支給（交付）決定 ↓	
		← 就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の受取	← 就学支援金の支給額決定（交付決定）の生徒への通知	就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）※	← 就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の発出	
	③収入状況届出	収入状況届出書の記入 ↓ 収入状況届出書・確認用書類（個人番号カードの写し等又は課税証明書等）の提出 ※個人番号を利用して道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認できる場合は不要 →	収入状況届出書・確認用書類（個人番号カードの写し等又は課税証明書等）の経由（省令） →	収入状況届出書（毎年6～7月）の作成（プリントアウト）・配付（様式は省令で規定） 収入状況届出書・確認用書類（個人番号カードの写し等又は課税証明書等）のとりまとめ（申請者リストを作成・提出）	保護者等に変更があった場合は届出が必要である旨の周知 （所得制限基準に該当する場合）	
	④差止め	支払の一時差止め通知の受取	支払の一時差止めの生徒への通知	支払の一時差止め通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト）	← （正当な理由がなく収入状況届出書の提出がなされない場合）支払の一時差止め通知の発出	
	④受給資格消滅	（受給資格消滅時）	資格認定消滅者一覧の作成・提出 (注)「修業年限が3年未満の課程卒業者」「転退学者」のほか、「通算在学期間が36月未満で卒業する者」を対象。(36月の在学期間終了と同時に卒業する場合は一覧作成を要しない。 →		資格認定消滅者の確定 ↓	
		資格認定消滅通知の受取	← 資格認定消滅の生徒への通知	← 資格認定消滅通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）	← 資格認定消滅通知の発出（注）「修業年限が３年未満の課程卒業者」「転退学者」に対しては、支給実績証明機能を有した消滅通知を発行。	
	④	（資格認定消滅通知紛失時）支給実績証明書の申請・受取（省令）	←		→ 支給実績証明書の発行・配付	
	⑤支給停止・再開	（休学等による支給停止時）支給停止・再開申出書の記入 ※再開時は原則、収入状況届出書等を添付（ただし、既に課税証明書等を提出している場合は添付不要） ↓	←	支給停止・再開申出書の作成（プリントアウト）・配布（様式は省令で規定）		
		支給停止・再開申出書の提出（法§８Ⅰ） →	支給停止・再開申出書の経由（法§８Ⅰ） →	→	支給停止・再開決定（法§８Ⅰ） ↓	
		← 支給停止・再開通知の受取	← 支給停止・再開の生徒への通知	←	← 支給停止・再開通知の発出	
					関係書類の保管（電子媒体化を含む。）	

第三章　就学支援金に関する事務

就学支援金の支給に関し、法令等で都道府県が行うことと定められている事項以外の事務については、都道府県の判断により、事務を学校設置者【都道府県立高等学校等の場合は学校（以下、別に記載がない限り、本章において同様とする。）】や外部団体等に委託すること等に基づいて実施する事務が存在する。都道府県からの委託等に基づいて実施する事務の具体的内容は、都道府県によって異なるが、本実施要領においては、標準的と思われる事務の内容について記載している。

なお、学校設置者に対して委託を行う場合には、規則第 14 条が「当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものに委託することができる」と規定していることも踏まえ、就学支援金事務が委託先において適正かつ確実に実施されるよう指導監督する必要がある。また、委託にあたって法令上、文書によらなければならないとはされていないが、事務の分担が明確になっていることが当然求められる。

省令で定める様式については、都道府県、学校等が現場の状況に応じて省令の趣旨・目的を逸脱しない範囲で多少の変更を加えても、直ちに違法無効とはならない。具体的には、申請及び届出手続の際に把握しなければならない事項を削除することはできないが、対象生徒や学校の状況に鑑みて不要となる記入欄を削除することや、必要となる記入事項を追加することなどは可能である。また、学校名や所在地等を予め記入して受給資格認定申請書及び収入状況届出書（以下「申請書等」という。）を配付することも可能である。

１　就学支援金交付金の申請に関する事務

（１）都道府県予算への計上

就学支援金は都道府県の事務として受給権者である生徒に支給されるため、国から交付される交付金は都道府県において、まず国から資金を受け入れるために歳入予算に計上し、就学支援金の支給に係る費用を歳出予算に計上する必要がある。

歳入予算については、国から「高等学校等就学支援金交付金」、事務費については「高等学校等就学支援金事務費交付金」として交付されることを踏まえ歳入に計上する。

歳出予算については、都道府県において、就学支援金の支給事務を実施するための科目として適切な節で予算計上する。

（２）就学支援金交付金の交付申請

学校設置者は、生徒からの委任を受け（３（１）参照）、都道府県が定める方法により、交付申請（様式 39）を行い、在学する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとして代理受領する。都道府県は、学校設置者から就学支援金の支給について交付申請（様式 39）があったときは、当該申請内容について審査し、交付額を決定・通知（様式 40）する。

都道府県は、交付要綱に基づき、別途連絡する期日までに、算定した概算額に基づき、文部科学大臣に交付申請（様式 30）を行う。

文部科学大臣は、当該申請に基づき就学支援金交付金の概算交付額を決定し、都道府県に通知（様式 31）する。

（３）就学支援金交付金の変更交付申請

学校設置者から交付決定の内容に係る変更承認申請（様式 41）があったときは、当該申請内容について審査し、変更交付額を決定・通知（様式 42）する。（都道府県立高等学校等の場合は手続不要）。

都道府県は、受給権者数の変更等により（2）の交付決定額に変更がある場合には、文部科学大臣に変更承認申請書（様式 32）を提出する。文部科学大臣は、就学支援金交付金の変更交付額を決定し、都道府県に通知（様式 33）する。

なお、変更承認申請がない場合でも、文部科学大臣から、都道府県に対して、就学支

援金交付金の額の変更のために必要な調査を依頼し、これに基づいて変更承認申請を行っていただく場合がある。

（４）就学支援金交付金の支払

国は、(2) の交付決定額及び（3）の変更交付決定額を、４～６月の第１期、７～９月の第２期、10 ～ 12 月の第３期及び１～３月の第４期（以下「各四半期」という。）に分けて、都道府県に対して各四半期の最初の月を目途として就学支援金交付金を支払う。

２　制度の周知

都道府県及び学校は、様々な機会を捉え、第一章１の本制度の趣旨・目的及び期待される効果等を、生徒・保護者に周知するよう努めること。また、不知や勘違い等により受給できないことがないように周知を図ること。特に生徒と接する機会が少ない通信制課程等の課程においては、不知又は勘違いにより受給できないことがないように周知を図ること。

なお、申請書の提出期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日（やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促すこと。

また、第一章２（３）に記載した受給資格や同（16）の罰則規定についても、不正受給防止の観点から、各学校（広域通信制高校において提携する民間教育施設等も含む）において就学支援金事務に携わる教職員及び生徒・保護者に対して周知を徹底すること。

また、授業料や就学支援金の説明に当たっては、役務の取引条件について実際のもの又は競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示に該当するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）の規定に基づく処分の対象となる可能性もあることから、支給対象となる高等学校等に対し十分留意するよう周知すること。

さらに、低所得世帯を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」制度について、就学支援金と混同し、一方のみしか申請をしない場合等が想定されるため、就学支援金を周知する際に併せて周知を行うこと。その際、私立に通う生徒の場合、就学支援金の２．５倍加算支給対象者については、奨学給付金の支給要件も満たすことを説明すること。また、学校の所在地と異なる都道府県に在住する生徒には、奨学給付金が在住する都道府県から支給されることも説明すること。

○各学校における留意点

学校内（広域通信制高校において提携する民間教育施設等も含む）の関係者が就学支援金事務を適正に行うことができるよう事務マニュアルの整備など適切な事務処理がなされるよう体制を整備するよう指導すること。

また、生徒募集に際して、進学を希望する者やその保護者が、就学支援金の取扱いについても正確な情報を入手できるよう、生徒募集要項や学校ホームページ等で適切な案内を行うよう指導すること。その際、特定の学校についてのみ就学支援金に関し有利な取扱いがなされているとの誤認を生徒・保護者に生じさせることのないよう留意すること。

３　就学支援金の支給【第Ⅱ部第一章、同第二章１～８も参照】

（１）受給資格認定、就学支援金の額の算定

学校設置者は、就学支援金の受給資格認定申請書（様式 1（省令様式第 1 号）、以下「認定申請書」という。）を生徒に配付し、必要事項を記入し、個人番号カードの写し等または課税証明書等を添付して提出させる。学校設置者は、生徒から提出された認定申請書等に基づき、都道府県との役割分担に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で認定申請者一覧（様式 2）を作成し、認定申請書とともに都道府県に提出する。また、受給資格認定に係る事務について都道府県から委託等をされていない場合

は、生徒から提出された認定申請書をとりまとめて都道府県に提出する。

なお、就学支援金の支給（交付）申請等の手続については、本来であれば受給権者である生徒が行うものであるが、認定申請書に就学支援金の支給（交付）に必要な事務手続を学校設置者に委任することが記載されているため、受給権者である生徒は、認定申請書の提出をもって就学支援金の支給（交付）申請等を学校設置者に委任したこととなる。

都道府県は、学校設置者がとりまとめた認定申請書、個人番号カードの写し等または課税証明書等及び就学支援金の受給資格認定申請者一覧を受け取り、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

結果については、受給権者である生徒に直接通知（認定通知は様式 3、不認定通知は様式 4）するか、学校設置者を通じて通知（様式 5）する。また、併せて、支給決定（予定）額（4 ～ 6 月分）を生徒に直接通知（様式 46）するか、学校設置者を通じて通知する（様式 47）。

学校設置者は、都道府県から生徒への受給資格認定の通知（様式 3）又は不認定の通知（様式 4）を受領した場合、生徒に配付する。都道府県から受給資格認定結果一覧（様式 5）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する認定の通知（様式 6）又は不認定の通知（様式 7）を作成し、生徒に配付する。なお、この場合であっても受給資格の認定及び不認定を決定するのは、都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみであるときは、次の 7 月以降における所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

（不認定通知における記載例）

今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となるが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期（次年度以降の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合算額の確認時）において、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行うこと。

適法な申請に基づき都道府県が受給資格の認定または不認定の処分を行った後に、処分成立上の瑕疵が判明した場合は、法の目的・趣旨に鑑み、当該処分を取り消し、処分成立時に遡り、改めて処分を行うこと。

なお、所得確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱に関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、受給資格や所得の確認事務を委託した場合には、委託先における確認結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどにより、委託先の確認結果の妥当性について検証する。

就学支援金の受給資格認定、支給額の決定の際の事務処理においては、以下の点について留意して行うこと。

① 予め、生徒・保護者等に対して次の事項を周知すること（申請書の「記入上の注意」参照。）

ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請書を記載すること。

イ 仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。

ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は

百万円以下の罰金に処されること。

② 生徒・保護者等による申請書・届出書の記載を信用し、個別の確認、申立書、証明書、施設の入所証明書の提出等は原則求めない。例外的に、生徒の状況が申請書の記載内容と異なることが明らかである場合や疑義がある場合（例：学校が他の手続において生徒の家庭状況を把握しており、申請書の記載事項と異なることが明らかである場合など）は、学校・都道府県から生徒側に確認を行い、適正な記載に修正させること。

このほか、受給資格の認定及び、額の算定、支給にかかる留意点は、第 II 部第一章及び第二章１～８にまとめているので、十分留意すること。

申請・届出の際に生徒に対して行う意向確認において、「高等学校等就学支援金辞退届」、「高等学校等就学支援金不受給申出書」等を、別途書面により申請しない者のみから提出させることは、所得制限基準額以上の世帯の保護者、生徒に対して過剰な負担を求めることとなるため差し控えること。意向確認は、簡便なチェック式により行うことが望ましい。

また、意向確認の書類に、就学支援金の申請を行わなかった場合に「授業料を納付することを承諾します。」と記載された書面に署名させることは、心理的負担を課すとの意見もあることから、そのような記載は差し控えるよう配慮されたい。

意向確認の書類において、

・就学支援金の申請を行わない場合には、授業料を納付する必要があること、

・就学支援金は返済不要であり、かつ、申請を行わなければ受給できないこと、

について、注意事項として記載することが望ましい。これにより、就学支援金は返還が必要なものと誤って認識して「申請しない」とする者の発生を防ぐことができる。

（２）就学支援金の支給決定

都道府県は、毎月 1 日の在籍状況に基づき、就学支援金の代理受領者である学校設置者に対して就学支援金を支給する。なお、国の都道府県に対する交付金の交付時期に関わりなく、都道府県の判断により学校設置者に対し、就学支援金を代理受領させることは可能である。

学校設置者は、都道府県から生徒への支給決定（予定）通知（様式 46）を受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から支給決定（予定）者一覧（様式 47）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給決定（予定）通知書（様式 48）を作成し、生徒に配付する。なお、通知書に「高校生等奨学給付金」についても記載することなどにより、制度の周知をしていただきたい。

また、都道府県から生徒への変更支給決定（予定）通知書（様式 49）を都道府県から受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から変更支給決定（予定）者一覧（様式 50）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する変更支給決定（予定）通知書（様式 51）を作成し、生徒に配付する。

ただし、通知作成の委託等がなされている場合であっても、支給決定（予定）通知、変更支給決定を行うのは、都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意すること。

通知書の様式は任意様式であり柔軟に変更しても差し支えないものであるため、都道府県、学校等において、他の支給事業の結果や徴収金に係る連絡事項を追加することが可能である（例えば、授業料等の納付通知に就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能）。

（３）収入状況の届出、支払の一時差止め【第II部第二章９も参照】

ア　収入状況の届出

① 個人番号を利用して保護者等の収入状況を確認する場合は、都道府県は、毎年道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が更新される月に、受給権者から、申

請時に提出された保護者等の個人番号を利用して保護者等の所得確認の基準となっている事項を確認する。また、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が更新される月までに、保護者等に変更があった場合は学校設置者を通じて速やかに収入状況届出を提出するよう周知すること。また、届出において個人番号を利用して所得の確認を行うことは申請書で明らかにしているが、都道府県の判断によりこの際に併せて、改めて申請時に提出された個人番号を利用する旨を記載しても差し支えない。

② 課税証明書を利用して保護者等の収入状況を確認する場合は、学校設置者は、収入状況届出書（様式１（省令様式第１号））を生徒に配付する。生徒は、毎年「7 月末を目途として都道府県が定める提出期限」までに、収入状況届出書に課税証明書等を添付して学校設置者に提出する。学校設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、必要に応じて、当該届出書等に基づき支給要件・加算要件を確認した上で、収入状況届出者一覧（様式 15）を作成し、都道府県に提出する。また、就学支援金の支給事務について都道府県から委託等をされていない場合は、生徒から提出された収入状況届出書等をとりまとめて都道府県に提出する。

② 保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（就学支援金の支給が停止されている者を除く。）については、学校設置者を通じて、速やかに収入状況届出書等を都道府県に提出する必要がある。学校設置者においては、生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等を都道府県に提出する。（ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の個人番号カード等の写しまたは課税証明書等を提出しているときは、当該片方の個人番号カードの写し等または課税証明書等を改めて添付することを要しない。）

③ 都道府県及び学校設置者において、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した個人番号カードの写しまたは認定申請書及び収入状況届出書等の提出方法について、他の書類の提出方法とは別に定めることとしてもよい。例えば、以下のような方法も考えられる。

・提出は封をした封筒で行う。
・受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
・提出を学校への郵送で受け付ける。
（ただし、学校を経由しない形で認定申請書及び収入状況届出書等を都道府県に直接郵送するなどの方法をとることはできない）

また、個人番号カードの写しや課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと（第 II 部第二章 Q ６－13 も参照）。

イ　受給資格の確認、就学支援金の額の算定

① 都道府県は、「７月末を目途として都道府県が定める提出期限」までに、受給権者である生徒から課税証明書等を添付した収入状況届出書の提出を受け、受給資格について確認し、支給額を算定する。

適法な申請に基づき、都道府県が受給資格の認定または不認定の処分を行った後に、処分成立上の瑕疵が判明した場合は、当該処分を取り消し、処分成立時に遡り、改めて処分を行うこと。

なお、所得確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱に関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、受給資格や所得の確認事務を委託した場合には、委託先における確認

結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどにより、委託先の確認結果の妥当性について検証する。

受給資格の認定及び、額の算定、支給にかかる留意点は、第 II 部第一章及び第二章１～８にまとめているので、十分留意すること。

具体的には、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行い、学校設置者に収入状況審査結果通知（様式 16）を送付する。

ｉ）個人番号を利用して保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる場合・収入状況届出書等が期限内に提出された場合

a　所得基準を満たす場合

→　継続支給（支給決定（予定）通知（7 月～翌年 6 月分（様式 46、47）（※））を発出）

※通知の翌月以降・翌年度分の額は予定額や参考として示す。

b　所得基準を満たさない場合

→　受給資格消滅通知（様式 10、様式 16）の発出（※）

※翌年 7 月より支給を受ける場合は、翌年 7 月に再度認定申請が必要。

ii）個人番号を利用して保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない場合・収入状況届出書等が期限内に提出されなかった場合

→　支払一時差止め通知（様式 17、様式 18）（7 月～翌年 6 月分）の発出

※受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合、7 月分から遡及して支給する。

※翌年 7 月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は維持される。２年目、３年目も継続して支払の一時差止め通知を受け取り続けることを避けるため、収入状況届出書の提出時に、受給権放棄の手続（第 II 部第二章 12）を行うこととしても差し支えない（この場合、受給資格が消滅するため、支払一時差止め通知ではなく受給資格消滅通知を発出する。）。

②　受給権者である生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに都道府県に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出しているときは、当該片方の個人番号カードの写し等または課税証明書等を改めて添付することを要しない。この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、第 II 部第二章 Q ９－２を参照。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差止めとなっていても、変更後の保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

４　就学支援金の代理受領、授業料との相殺【第II部第二章11も参照】

（１）共通の取扱い

学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てる（法第 7 条）。これは、主として就学支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑み、就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。①・②で示すように、例外的に就学支援金相当額を差し引かずに、授業料全額分を徴収する必要性が生じる場合には、それぞれ以下のように対応いただきたい。

① 学校の財務状況によって、就学支援金が都道府県から支給される前に、授業料全額分を徴収しなくては学校運営が困難となる場合

都道府県からの就学支援金の支給前に、授業料全額分を徴収しなくては学校運営が困難となる学校がある場合、都道府県において、当該学校への就学支援金支給に関する事務を優先的に行ったり、前年度の実績に応じて概算払いを行うなど、当該学校に対する就学支援金の支給時期を早める等の配慮をいただきたい。

② 新入生の場合

新入生の場合、他の学年と異なり、前年度実績によって就学支援金相当額を推定することができない。このため、就学支援金の支給前に授業料を徴収する場合には、３月のうちから就学支援金の申請書類を配布し入学直後に必要書類を提出させるといった事務の工夫等によって、就学支援金相当額の推定を行い、就学支援金を差し引いて徴収するよう学校設置者を指導すること。

しかし、このような取り組みを行っても、就学支援金相当額を推定することが困難な場合（例えば、マイナンバーを活用したシステムを用いる場合には課税証明書等のように学校設置者が所得判断基準を直接見ることができず、システム経由で所得判定基準の情報を入手することになるが、この情報入手に時間を要し、学校において所得判断基準を確認できない場合）は、支給額の推定が困難な期間中、就学支援金相当額を差し引くことなく当該月の授業料徴収を行うことも、やむを得ないと考えられる。しかし、この場合であっても、授業料全額を負担することが困難な生徒・保護者に対して、プライバシーにも配慮しつつ、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなど、負担を軽減する措置を必ずとるよう学校設置者を指導すること。例えば、授業料徴収の案内に、就学支援金支給後の徴収を希望する場合には、学校に連絡するよう記載するなどの対応が考えられる。

また、就学支援金の支給後に、生徒に還付する必要が生じた場合には、速やかに生徒に引き渡すよう指導すること。加えて、授業料を徴収する時点において、引き渡し先の口座を確認する等により、確実に生徒・保護者の負担軽減につながるよう指導すること。

（２）都道府県立高等学校等の取扱い

都道府県立高等学校等の場合は、都道府県教育委員会は受給権者である生徒に支給すべき就学支援金を、当該都道府県の当該受給権者である生徒の授業料債権の弁済に充てることとなる。

【都道府県における予算上の手続き】

学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、（都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の）代理受領は行われない

上記の手続きを行うために、都道府県の予算においては、国からの就学支援金交付金を歳入し、就学支援金を歳出するための予算計上が必要である。

また、所得確認の結果に関わらず、都道府県立高等学校等に在学する生徒全員分の授業料を歳入するための予算計上も必要である。

都道府県の予算においては、就学支援金交付金に係る歳入と、授業料徴収に係る２つの歳入が必要となるが、これらは歳入の目的が異なるため、いわゆる予算の二重計上には該当しない。

① 都道府県立高等学校等の授業料については、所得確認の結果に関わらず、高等学校等に在学する生徒全員分の調定を行い、都道府県の歳入予算に計上する。

② 国から交付される高等学校等就学支援金（都道府県分及び市町村分）を都道府県で受領する際には、高等学校等就学支援金の調定を行い、歳入予算に計上する。

③ ②により受領した高等学校等就学支援金を財源として、都道府県の歳出予算（都道府県分及び市町村分）に計上する。

④ ①によって発生した授業料債権の弁済に、③の歳出予算（都道府県分）を充当す

る。

⑤　所得確認の結果、支給基準を満たさない生徒から授業料を徴収する場合は、②～④の手続きによらず、都道府県において適切に会計手続きを行う。

（３）市町村立高等学校等の取扱い

高等学校設置者が市町村である場合、都道府県立高等学校等の場合とは異なり、市町村の予算上、就学支援金の受領に当たっては、歳入歳出外現金として取り扱うこととなる。これは、学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領するためである。

また、所得確認の結果に関わらず、市町村立高等学校等に在学する生徒全員分の授業料を歳入するための予算計上が必要である。

そのため、市町村においては受給権者である生徒に代わって都道府県から就学支援金をいったん受領するが、当該就学支援金を授業料債権の弁済に充てることで、市町村の歳入となる。

【市町村における予算上の手続き】

①　市町村立高等学校等の授業料については、所得確認の結果に関わらず、高等学校等に在学する生徒全員分の調定を行い、市町村の歳入予算に計上する。

②　都道府県から支出される高等学校等就学支援金（市町村分）は、市町村においては歳入歳出外現金の取扱となり、予算計上は不要となる。

③　②の高等学校等就学支援金（市町村分）を用いて、①によって発生した授業料債権の弁済に充当する。

④　所得確認の結果、支給基準を満たさない生徒から授業料を徴収する場合は、②～③の手続きによらず、市町村において適切に会計手続きを行う。

５　就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

学校設置者は、都道府県の定める期日までに、実績報告書（様式 44）を都道府県に提出する。併せて、例外的に授業料を徴収する学校設置者に対しては就学支援金の引渡し状況について報告を求めるなどして就学支援金が適時適切に引き渡されることを確保すること。都道府県から額の確定の通知（様式 45）を受領する。

都道府県は、学校設置者からの報告を集計し、文部科学大臣に前年度の就学支援金の実績を報告（様式 35）する。

文部科学大臣は、4 月 10 日までに都道府県から実績報告を受けて、就学支援金交付金の額を確定し、都道府県に通知（様式 36）する。都道府県は当該通知を受領後、就学支援金の確定額を学校設置者に通知（様式 45）する。

なお、都道府県立高等学校等の場合、学校が都道府県へ就学支援金の実績報告を行うこと、及び都道府県が学校へ就学支援金の確定額を通知することは不要。

額の確定後、やむを得ない理由により追加支給または返還が生じた場合は、改めて額の確定を行う。都道府県は、文部科学省が定める期日までに、実績報告書（様式 35）及び顛末書（様式 37）を提出する。

なお、追加支給の場合は、実績報告書及び顛末書とあわせて、過年度支出承認申請書（様式 38）の別紙も提出する。額の確定後、都道府県は、過年度支出承認申請書（様式 37）を文部科学省に提出する。

６　実地検査及びそのフォローアップ

就学支援金事務の一層の適正な実施を図る観点から、各都道府県において、特に学校所在地と生徒の居住地が離れていること、生徒の年齢構成が多種多様であること等の特性を有する広域通信制高校については、各学校が代理受領した就学支援金が適正に授業料と相殺されているかや、就学支援金の支給に関する事務が適正かつ確実な実施がなされているか等について、定期的に実地検査を行うなどにより確認するとともに、対外的に発信して

いるウェブサイト上の説明等についても、定期的に確認することが望ましい。
また、支給対象となる高等学校等に対して、適切な事務処理がなされるよう事務マニュアルの作成等の体制の整備を求めることが望ましい。
就学支援金が、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるものであることを十分に認識した上で、上記の実地検査等を通じて、適正かつ確実に事務処理が行われるよう関係者に対して指導助言するとともに、指導した事項については、フォローアップを行う等により、適正な事務の実施を図ること。

7　就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書

（１）退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合（修業年限が３年未満の課程の卒業、通算在学期間が 36 月未満での卒業、退学、除籍及び転学、等を対象とし、36 月在学した上で卒業しもしくは修了した者、私立高等学校に在学した期間が通算して 36 月を超える者は除く。）は、受給資格消滅者一覧（様式 8）を作成し都道府県に提出する。都道府県は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、直接生徒に通知（様式 9）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 11）する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。
この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により高等学校等に在籍することとなった際に就学支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、就学支援金を受給することができなくなってしまう。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を都道府県に申請（様式 28）することができる。都道府県は当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式 29）を発行しなければならない。

（２）所得制限による受給資格の消滅

都道府県は、学校設置者から提出された収入状況届出書及び収入状況届出者一覧に基づき就学支援金の支給額について判定を行った結果、受給権者である生徒が所得制限基準に該当することとなった場合は、学校設置者に対して収入状況審査結果を通知するとともに、所得制限基準に該当したことによる受給資格消滅について、受給権者である生徒に直接通知（様式 10）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 13）する。
この場合、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、都道府県から（所得制限に係る）受給資格消滅通知（様式 10）を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

8　休学に伴う就学支援金の支給停止、再開【第II部第二章12も参照】

受給権者である生徒が休学する場合、学校設置者を通じて都道府県に対して就学支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式 20（省令様式第 2 号））を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された支給停止申出書を都道府県に提出する。支給停止申出書を受領した都道府県は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給停止通知（様式 23）を発出する。なお、生徒が申し出を失念し、不利益を被ることがないよう学校設置者においても休学手続きの際に併せて就学支援金の支給停止手続について案内するなど配慮することが望ましい。
都道府県から支給停止通知を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から学校設置者に生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給停止通知を作成し、生徒に配付する。
ただし、その場合であっても、支給停止を決定し、通知を行うのは都道府県（都道府県知事又は都道府県教育委員会）であることに留意。

休学を終えて復学する際に就学支援金の支給再開を希望する生徒は、学校設置者を通じて都道府県に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書（様式 24（省令様式第 3 号））に収入状況届出書等を添付して学校設置者に提出する。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。

学校設置者は生徒から提出された支給再開申出書及び収入状況届出書を都道府県に提出する。支給再開申出書及び収入状況届出書を受領した都道府県は、支給の可否及び支給額について判定した上で支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知（様式 27）（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（様式 10）（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

都道府県から支給再開通知（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（所得制限等により受給資格を満たさず支給されない場合）を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する通知を作成し、生徒に配付する。

※就学支援金の支給停止・再開につき留意するべき事項については、第 II 部第二章 12 を参照。

９　転学に伴う就学支援金の取扱い【第II部第二章13も参照】

転学をした場合には、改めて学校設置者を通じて認定申請を都道府県に対して行う必要がある。その際、認定申請書にこれまでの高等学校等への在学状況を記載させるとともに、転学元の学校が所在する都道府県から生徒に発行される受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付させる必要がある。（同一学校内において課程を変更する場合にも、改めて認定申請書を提出することが必要。）

生徒の転学時における就学支援金の支給事務における原則は以下のとおり（いずれも、所得制限に該当する期間は支給されない。）。また、第 II 部第二章 13 においても留意すべき事項について記載しているので参照されたい。

① 全日制高校等から定時制課程等に転学した場合、48 月から高等学校等に在学した月数× 4/3（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。

② 定時制課程等から全日制高校等に転学した場合、36 月から高等学校等に在学した月数× 3/4（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。

③ 学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合、48 月から高等学校等に在学した月数× 4/3（端数切捨て）を除いた月数以内で、74 単位から過去に履修した科目の（実際に単位を修得したかを問わない）単位数を除いた単位数を上限として、就学支援金が支給される。

④ 単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合、過去に取得した単位数に関係なく 36 月から高等学校等に在学した月数× 3/4（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。

10　不服申立て

就学支援金の支給に関する処分については、文部科学大臣に対して審査請求を行うことができる。ただし、審査請求を行う前提として、就学支援金の支給に関する処分に至った事実関係について、処分を行った都道府県に確認の上、審査請求を行うよう生徒、保護者等に周知すること。その際には、各都道府県の連絡先を明記すること。なお、就学支援金の支給に関する処分ではなく、制度の在り方そのもの（所得制限を設けないことなど）に関する事項は、審査請求の対象とはならない。

11　各学校種ごとの留意点

（１）株式会社立高等学校

就学支援金の支給対象となるのは「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内

に住所を有する者」（法第 3 条）であり、株式会社立の高等学校に在学する生徒についても就学支援金の支給対象となる。

株式会社立の学校は市町村が認可している場合が多いが、そのような場合でも当該市町村が属する都道府県が就学支援金の支給事務を行い、学校の設置者が代理受領する。この場合、都道府県の判断により学校を設置認可している市町村に事務の協力を要請することは可能。

（２）広域通信制高等学校

広域通信制高等学校については、設置認可を行った都道府県や市町村が属する都道府県以外の都道府県内にも協力校や提携する民間教育施設が所在するが、就学支援金の支給は、通常他の都道府県内に所在する補習校等に通う生徒の分も含めて、設置認可を行った都道府県から、いわゆる本校を通じて行う。また、協力校や民間教育施設が入学予定者や生徒に対し就学支援金の説明を行ったり、就学支援金事務に関与する場合もあることから就学支援金事務に関する周知や事務の委託にあたっては留意するとともに、そのような場合であっても適正かつ確実に事務が実施されるよう指導すること。

（３）市町村立高等学校等

市町村立高等学校等については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は市町村となる。

（４）公立大学法人立高等専門学校

公立大学法人立高等専門学校については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。

（５）公立大学法人が設置する大学附属の高等学校

公立大学法人立が設置する大学附属の高等学校については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。支給限度額については、地方公共団体が直接設置する場合と同様の支給限度額とする。また、公立大学法人が設置する高等学校等及び専修学校については、支給限度額の加算の対象ではない。

12　高等学校等就学支援金事務費交付金

就学支援金の支給事務に要する費用に充てるため、「高等学校等就学支援金事務費交付金」を国から都道府県へ、予算の範囲内で交付する。

事務費交付金は、生徒数及び学校数等に応じて、都道府県へ一括して交付される。都道府県は、それぞれの判断により、当該交付金の中から適宜学校設置者に対して事務費を交付する。

13　都道府県から市町村への権限移譲

市町村が設置した高等学校等の生徒に係る就学支援金の支給に関する権限については、事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第５５条第１項）を活用することにより、学校設置者である市町村に委譲することができる。

第II部

第一章　単位当たりの授業料を設定している場合の特例

1単位あたり授業料を設定し徴収している場合（以下「単位制」という。）は、下記のルールにより取り扱うこととする。

（単位制の支給額決定ルール）

ア　支給対象単位数の上限

支給上限は、学校教育法施行規則に定める卒業要件である 74 単位とする（履修単位数であり、修得単位数ではない）。

イ　年間の支給対象単位数の上限

30 単位とする。

ウ　支給期間の上限

a　全日制高校等（b・c 以外）：36 月

b　高等学校・中等教育学校の定時制・通信制の課程：48 月

c　専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科：48 月

※以下、b 及び c を「定時制課程等」という。

※支給期間は、登録単位の有無に関わらず、在学していればカウントする。ただし、休学の場合には、支給停止を申し出れば、支給期間のカウントを一時停止することができる。

エ　基準額の設定方法

1 単位の教育内容に対する対価は、課程の別にかかわらず同等と考えられることから、支給額についても、課程の別や修業年限にかかわらず、以下のとおり 1 単位あたりの支給限度額を設定する。

a　1単位あたりの支給額

・118,800 円× 3 年÷ 74 単位≒ 4,816 円　→ 4,812 円

※公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制課程にあっては 1,740 円、公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制課程にあっては 336 円（以下、支給額の算定にあたっては、4,812 円をそれぞれの額に置き換えて計算すること）

b　1単位あたり月額

4,812 円÷履修期間

※学校において 1 単位当たりの支給額よりも低い授業料額を設定している場合には、その授業料額÷履修期間として計算。

c　支給限度額

（1 単位あたり支給額（月額））×登録単位数（端数切捨て）

※加算がある場合は、加算後の数字の端数を切捨て

≪例１≫

授業料額 7,000 円/単位、25 単位登録、履修期間 12 月の場合

・授業料月額：7,000 円÷ 12 月× 25 単位＝ 14,583 円（端数切捨て）

・支給限度額：4,812 円÷ 12 月× 25 単位＝ 10,025 円

・支　給　額：授業料月額＞支給限度額　→　10,025 円

≪例２≫

授業料額 8,000 円/単位、40 単位登録、履修期間 12 月、2 倍加算の場合

・授業料月額：8,000 円÷ 12 月× 40 単位＝ 26,666 円（端数切捨て）

・支給限度額：4,812 円÷ 12 月× 30 単位× 2 倍＝ 24,060 円

・支　給　額：授業料月額＞支給限度額　→　24,060 円

＜授業料月額の端数処理について＞

支給額算定の過程において端数切捨てをした結果、就学支援金の支給額と授業料額との間に微細な差額が生じ、特に公立高等学校の単位制課程において、当該微細

な差額を授業料として徴収しなければならないケースが生じる可能性がある。

この場合においては、「授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額」（法第 5 条第 1 項）を算定する過程で、履修期間内の一部の月分の授業料額を 1 円上乗せするなどの調整を行うことにより、微細な差額が生じないようにすることができる。

なお、1 円を上乗せするタイミングについては、都道府県の判断とすることが可能だが、その後の履修科目の追加登録の可能性等を考慮すると、各月の端数の計が 1 円以上となるたびに上乗せをすることが適当。

≪例１≫
授業料額 330 円/単位、19 単位登録、履修期間 12 月の場合
・授業料月額：330 円÷ 12 月× 19 単位＝ 522.5 円　→　522 円（端数切捨て）
・支給限度額：336 円÷ 12 月× 19 単位＝ 532 円
・支　給　額：授業料月額＜支給限度額　→　522 円
となるが、
・総支給額（年額）：522 円× 12 月＝ 6,264 円
・授業料総額（年額）：330 円× 19 単位＝ 6,270 円
・差額：6,270 円－ 6,264 円＝ 6 円 → 差額 6 円分の授業料を徴収する必要がある。

⇩

端数の計が 1 円以上となる、5・7・9・11・1・3 月分の授業料の額（522 円）にそれぞれ 1 円上乗せする。
→　522 円× 6 月＋ 523 円× 6 月＝ 6,270 円
授業料総額が 6,270 円となり、当該額の全額について就学支援金が支給されるため、差額は生じない。

≪例２≫
授業料額 330 円/単位、4 月に 19 単位登録（履修期間 12 月）、8 月に 11 単位登録（履修期間 8 月）の場合
（月ごとの授業料月額）

	授業料/単位	登録単位	履修期間	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
4 月登録	330 円	19	12	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5
8 月登録	330 円	11	8	－	－	－	－	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75
計				522.5	522.5	522.5	522.5	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25
端数				0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
端数累計				0.5	1	0.5	1	0.25	0.5	0.75	1	0.25	0.5	0.75	1
授業料月額（上乗せ前）				522	522	522	522	976	976	976	976	976	976	976	976
授業料月額（上乗せ後）				522	523	522	523	976	976	976	977	976	976	976	977
授業料額総額（年額）				9,900 円											

年間上限30単位ルールについて

【ケースA ― 年度をまたいで履修する場合の年間上限30単位の考え方 ―】

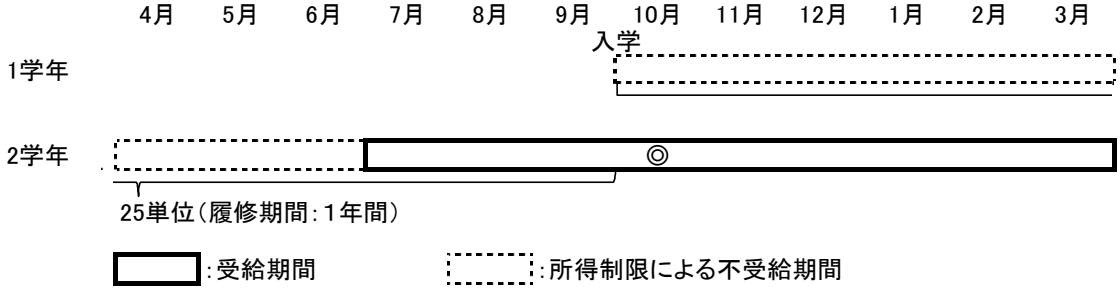

2学年の10月分の支給対象単位数は、30単位
（1学年の10月～2学年の9月まで履修した25単位は、算定月（2学年の10月）の属する年度において履修を開始した科目ではないため）

通算上限74単位ルールについて

【ケースB ― 年間30単位を超えて履修した場合の通算上限74単位の計算における扱い ―】

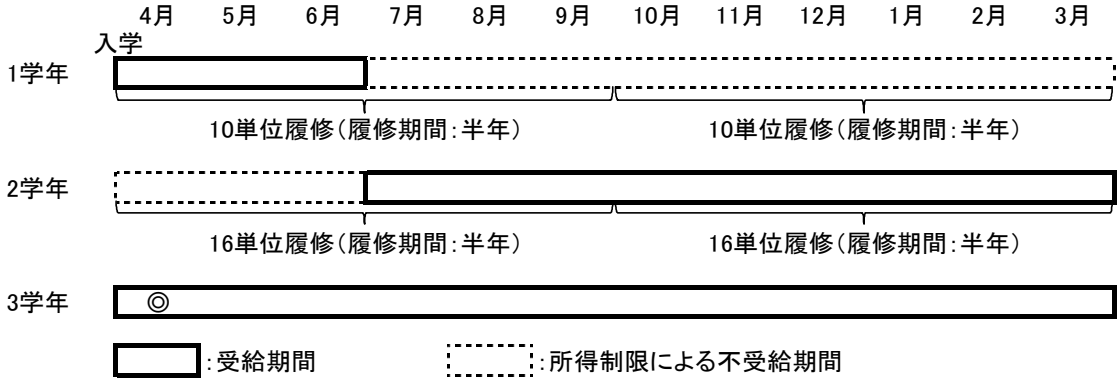

3学年4月における残支給単位数は、74単位－10単位×2－30単位＝24単位
（2学年時の履修単位数は16単位×2＝32単位であるが、年間上限の30単位まで算入）

【ケースC ― 制度開始前の履修単位数の通算上限74単位の計算における扱い ―】

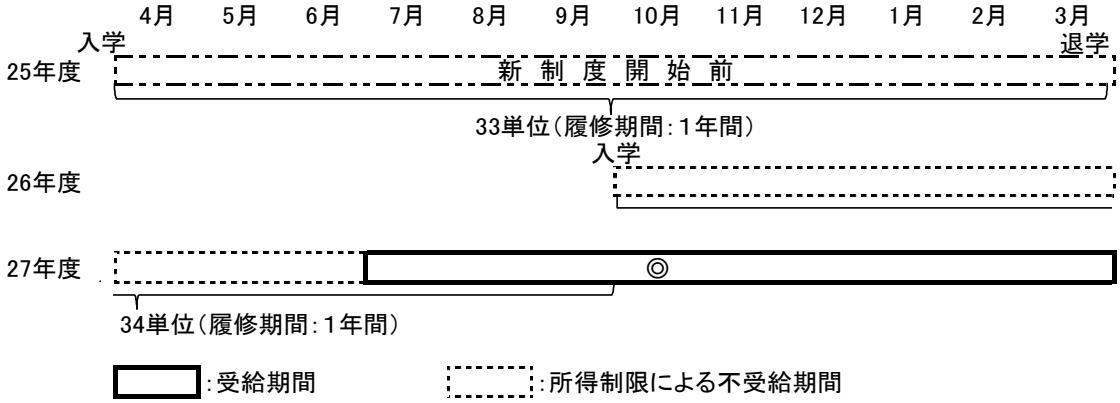

27年度10月における残支給単位数は、74単位－33単位－30単位＝11単位
（25年度の33単位は、新制度開始前の履修単位数であるため、全て74単位の計算に算入。
26年度10月～27年度9月まで履修した34単位については、年間上限の30単位まで算入。）
※なお、26年度10月～27年度9月までに履修した34単位は、算定月（27年度10月）の属する年度において履修を開始した科目ではないため、年間上限30単位の計算には含まれず、27年度10月分は最大11単位支給可能。

【単位制高校の各月の支給限度額イメージ】

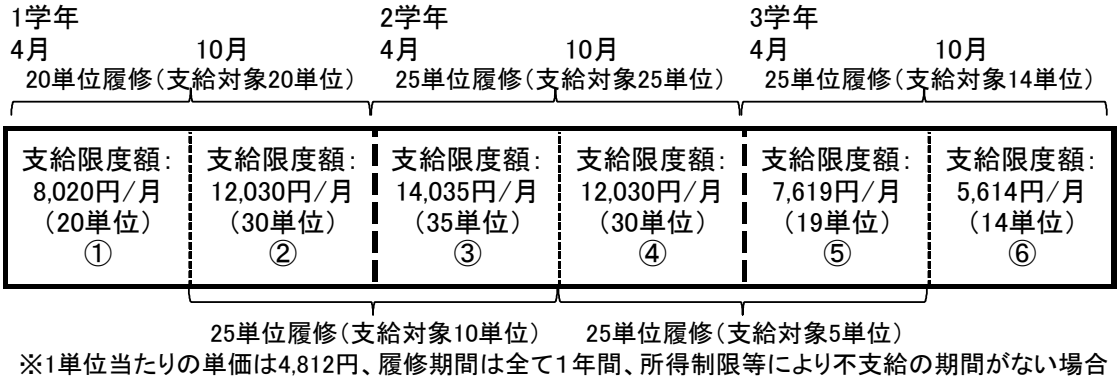

※1単位当たりの単価は4,812円、履修期間は全て1年間、所得制限等により不支給の期間がない場合

上記の例では、各年度の4月と10月が「算定月」となる。
①～⑥の各期間の支給限度額の算定方法は以下のとおり。
①：4,812円÷12月×20単位＝8,020円/月
②：4,812円÷12月×30単位（※1）＝12,030円/月
③：4,812円÷12月×35単位（※2）＝14,035円/月
④：4,812円÷12月×30単位（※1）＝12,030円/月
⑤：4,812円÷12月×19単位（※3）＝7,619円/月
⑥：4,812円÷12月×14単位（※3）＝5,614円/月

※１）年間上限 30 単位ルール
②の例では、算定月（1 学年の 10 月）の属する年度において、算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（20 単位）と算定月に履修を開始する科目の単位数（25 単位）の合計が 30 を超えるため、算定月に履修を開始する科目の単位数のうち超過分の単位数（15 単位）は支給対象とならない。④の考え方についても同様。

※２）年間上限 30 単位ルール ― 年度をまたいで履修する場合 ―
1 学年の 10 月に履修を開始した 25 単位については、算定月（2 学年の 4 月）の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数ではないため、算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（0 単位）と算定月に履修を開始する科目の単位数（25 単位）の合計が 30 を超えず、算定月に履修を開始する科目の単位数（25 単位）全てを支給対象として合算できる。その結果、1 学年の 10 月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となっている 10 単位と算定月に履修を開始する 25 単位の合計 35 単位が支給対象となる。

※３）通算上限 74 単位ルール
（⑤について）
年間上限の扱いについては③と同様だが、算定月（3 学年の 4 月）の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって支給対象となったものの単位数（20 単位＋ 10 単位＋ 25 単位＋ 5 単位）と算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（0 単位）と算定月に履修を開始する科目の単位数（25 単位）の合計が 74 を超えるため、算定月に履修を開始する科目の単位数のうち超過分の単位数（11 単位）は支給対象として合算できない。その結果、2 学年の 10 月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となっている 5 単位と 3 学年の 4 月に履修を開始する科目の単位数のうち支給対象として合算できる 14 単位（25 単位－上限超過分 11 単位）の合計 19 単位が支給対象となる。

（⑥について）
算定月（3 学年の 10 月）の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって支給対象となったものの単位数（20 単位＋ 10 単位＋ 25 単位＋ 5 単位）と算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目のうち支給対象となったものの単位数（14 単位）の合計が 74 となるため、算定月に履修を開始する科目の単位数を支給対象として合算できない。その結果、3 学年の 4 月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となった 14 単位が支給対象となる。

第二章　Ｑ＆Ａ（個別具体の事務処理について）

１　対象となる高等学校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
Ｑ１－１　同時に２つ以上の高校に通っている場合
Ｑ１－２　同一高校内で課程を変更・２つ以上の課程を併修する場合
Ｑ１－３　２つ以上の課程を併修している場合の就学支援金の支給
Ｑ１－４　専攻科、別科、聴講生、科目履修生
Ｑ１－５　外国人学校を指定する際の手続き
Ｑ１－６　対象となっている外国人学校

２　住所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
Ｑ２－１　「住所を有する」の解釈
Ｑ２－２　外国籍の者（無国籍の者も含む）の場合の住所確認
Ｑ２－３　留学生
Ｑ２－４　不法滞在者
Ｑ２－５　難民申請中の者

３　高等学校等を卒業又は修了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
Ｑ３－１　海外の高等学校等を卒業または修了した者
Ｑ３－２　高卒認定試験に合格している者

４　在学期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
Ｑ４－１　過去の在学期間の確認
Ｑ４－２　在学期間の通算に含まれる期間
Ｑ４－３　在学期間の通算に含まれない期間
Ｑ４－４　転学した場合の在学期間の扱い
Ｑ４－５　長期停学中に授業料が発生していない場合

５　所得確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
Ｑ５－１　所得確認の対象
Ｑ５－２　「保護者」に含まれない親権者とは
Ｑ５－３　養子縁組をしていない場合
Ｑ５－４　親権はないが監護権がある場合
Ｑ５－５　親権者以外の同居親族等に所得がある場合
Ｑ５－６　生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難である親権者
Ｑ５－７　主たる生計維持者とは
Ｑ５－８　生徒が成人の場合
Ｑ５－９　保護者等が国外に在住する場合
Ｑ５-10　生徒が里親に養育されている場合・小規模住居型児童養育事業において養育を受けている場合

６　申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
Ｑ６－１　申請者とは
Ｑ６－２　申請書に不備・誤記がある場合の対応
Ｑ６－３　受給資格があると考えられる者が申請を拒否する場合
Ｑ６－４　課税証明書の年度
Ｑ６－５　年度途中の申請
Ｑ６－６　課税証明書以外の保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を明らかにできる書類
Ｑ６－７　個人番号カードの写し以外の保護者等の個人番号を明らかにできる書類

Ｑ６－８　保護者等が税の申告をしていない場合
Ｑ６－９　課税証明書等の添付が不要となる場合
Ｑ６-10　個人番号カードの写し等の添付が不要となる場合
Ｑ６-11　申請・届出をできない「やむを得ない理由」「正当な理由」とは
Ｑ６-12　申請書は提出したが、個人番号カードの写し等又は課税証明書等の提出が遅れている場合
Ｑ６-13　個人情報の保護

７　認定・・35
Ｑ７－１　受給資格の有効期間
Ｑ７－２　学校が不適切な運営をしているなど在学状態に疑義が生じている場合
Ｑ７－３　受給資格消滅通知・支給実績証明書の記載事項

８　支給額の算定・支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
Ｑ８－１　申請認定後、支給を開始する日
Ｑ８－２　授業料が減額又は免除されている者
Ｑ８－３　授業料減免、奨学金と就学支援金の関係
Ｑ８－４　税の更正があった場合
Ｑ８－５　平成22年の制度開始前に履修した単位の計算
Ｑ８－６　平成22年以降受給資格を有していなかった期間に履修した単位の計算
Ｑ８－７　併修先の単位の計算
Ｑ８－８　定額制授業料と単位制授業料を併用している場合

９　届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
Ｑ９－１　申請と届出の違い
Ｑ９－２　年度途中に保護者等に変更があった場合
Ｑ９－３　差止めについて
Ｑ９－４　差止期間中に届出があった場合の支給

１０　受給権放棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
Q10－１　受給権放棄の手続き
Q10－２　受給権放棄後に再度申請があった場合

１１　代理受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
Q11－１　転学の際の代理受領
Q11－２　学校における会計処理

１２　休学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
Q12－１　支給停止の手続き
Q12－２　生徒から支給停止の申出がない場合
Q12－３　生徒が入学と同時に休学する場合
Q12－４　支給再開の申出があった場合の手続き
Q12－５　復学前に支給再開の申出があった場合
Q12－６　復学日までに支給再開の申出がない場合

１３　転学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
Q13－１　転出入する場合の支援金の算出方法
Q13－２　年度途中で単位制授業料の高校に転入した場合
Q13－３　年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位
Q13－４　単位修得のない専修学校における履修の単位換算

Q13-５　前籍校での履修単位数が確認できない場合
Q13-６　遡って退学・除籍となった場合
Q13-７　旧制度が適用される場合

１４　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
Q14-１　都道府県と学校の事務分担
Q14-２　様式の加筆・修正の可否
Q14-３　時効
Q14-４　処分の取消
Q14-５　授業料と就学支援金の年度をまたいでの相殺
Q14-６　事務費交付金、奨学給付金、学び直し、家計急変の過年度支出

巻末
新旧制度適用表

※　単に「法」、「令」、「規則」とあるのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則を示す。

１　対象となる高等学校等

Q１-１　同時に２つ以上の高校に通っている場合

申請者が同時に２つ以上の高校に通っている場合、申請者の選択によりいずれか一つの高校で就学支援金を受給する。二つ以上の高校で就学支援金を同時に受給することはできない（法第３条第１項）。

法第３条第１項
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

Q１-２　同一高校内で課程を変更・２つ以上の課程を併修する場合

申請者が在学中の一つの高校内で２つ以上の課程を併修している場合、申請者の選択によりいずれか一つの課程で就学支援金を受給する。二つ以上の課程で就学支援金を同時に受給することはできない（法第３条第１項）。

また、在学中の高校内で課程を変更する場合（例：同じ高校の全日制課程から定時制課程へ転籍）は転学の場合と同様に受給資格の消滅手続きを行い、新たな課程で申請手続きを行う必要がある。この際、学校名や在籍期間など学校で了知している情報は学校で記入する、すでに個人番号カードの写し等または課税証明書等が提出されている場合には添付をすることを要しない等、各支給権者の判断で申請者の事務負担軽減を図ることも可能である。

Q１-３　２つ以上の課程を併修している場合の就学支援金の支給

就学支援金の支給を受ける高等学校等に併修先の授業に係る授業料を支払っており、かつ、併修先等での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金の支給を受ける高等学校等の課程の支給限度額を上限として就学支援金を支給して差し支えない。

よって、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金は支給されない。

また、定時制や通信制等の併修先であって就学支援金の支給を受ける高等学校等でない他の高等学校等において授業を受ける場合や高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）において授業を受ける場合も同様である。

Q１－４　専攻科、別科、聴講生、科目履修生

専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。

Q１－５　外国人学校を指定する際の手続き

各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもの（いわゆる外国人学校）に通う生徒に就学支援金を支給する場合は、当該外国人学校が就学支援金の支給の対象として文部科学大臣の告示で指定されている必要がある（法２条５号、規則１条２項）。

指定を受けるためには、１）大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることを確認できること、または、２）国際的に実績のある、学校の評価を行う団体の認証を受けていることを確認できる必要がある（規則第１条第１項第４号）。

各種学校である外国人学校であって、現時点で指定されていない学校が上記の指定の要件を満たしたこと、または、現時点で指定されている学校が指定の要件から外れたことが判明した場合は、文部科学省高校修学支援室まで御連絡されたい。

法第２条第５号
この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。
専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法　（昭和二十二年法律第二十六号）第一条　に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

規則第１条第１項第４号、同条第２項
高等学校等就学支援金の支給に関する法律　（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第五号　に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。一～三（略）
四　各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの
イ　高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの
ロ　イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの
２　前項第四号の指定又は指定の変更は、官報に告示して行うものとする。

Q１－６　対象となっている外国人学校

現在告示で指定されている外国人学校は全 42 校である。文部科学省ホームページでも公開されているため、随時最新のものを確認されたい。

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm

２　住所

Q２－１　「住所を有する」の解釈

就学支援金は、生徒が日本国内に住所を有することを支給要件としている（法３条）。法令に特段の定めがない場合、「住所」とは民法第 22 条の「人の生活の本拠」、すなわちその者の生活全般の活動の中心となる本拠を意味する（最判昭 29.10.20 等）。

「住所を有する」とは、当該申請者に関する事項が住民基本台帳に記載されていることと解して差し支えない。よって、疑義が生じた場合には、原則、住民票により確認すること。

Q２－２　外国籍の者（無国籍の者も含む）の場合の住所確認

申請者が外国籍の者の場合の住所地は出入国管理及び難民認定法に基づく在留カード、住民票、仮滞在許可書による。提携する民間教育施設を海外に有する広域通信制高校については、受給資格の認定の際に留意すること。

Q２－３　留学生

在留カード、住民票、仮滞在許可書により、日本国内に住所を有していると認められる場合であれば、日本の高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外から日本の広域通信制高校等の授業を受けている者、外国籍の者、海外からの留学生についても支給の対象となる（ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが全額免除されている者には就学支援金は支給されない）。

また、いわゆる交換留学生協定などに基づき、留学先の現地校ではなく在籍する日本の高等学校等に授業料を支払っており、かつ、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

Q２－４　不法滞在者

社会保障制度を外国人に適用する場合には、そのよって立つ社会連携と相互扶助の理念から、国内に適法な居住関係を有する者のみを対象者とするのが一応の原則である（最判昭 50.3.30）。就学支援金は、社会全体の負担である国費で生徒の学びを支える制度であるため、不法滞在者は就学支援金の支給の対象とはならない。

Q２－５　難民申請中の者

適法に生活の本拠を構える外国人であれば、就学支援金の対象となり得る。難民申請中又は審査請求中に仮滞在が認められた場合には転入を届け出ることとされており、それにより住民票を取得できる（住民基本台帳法第 30 条の 46）。若しくは、難民申請前に中長期（3 か月以上）の在留資格により適法に在留していた場合は、在留カードが交付される。住民票または在留カードにより、日本に住所を有する者であることが確認でき、また、個人番号カードの写し等または課税証明書等の取得も可能となる。

3　高等学校等を卒業又は修了

Q３－１　海外の高等学校等を卒業または修了した者

高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公私立の別を問わず就学支援金を受給することができないが（法第３条第２項第１号）、海外の高等学校は法第２条で定義される「高等学校等」に含まれないため、海外の高等学校を卒業または修了した者が就学支援金の支給の対象となる学校に編転入した場合、その他の要件を満たせば就学支援金を受給することができる。

法第２条

この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

一　高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）

二　中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。）

三　特別支援学校の高等部

四　高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）

五　専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）第一条 に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法 以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

法第３条第２項第１号
２　就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
一　　高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者

Q３－２　高卒認定試験に合格している者

就学支援金は、高校で履修した授業の授業料に対して支給されるものであるため、受給権者が高等学校卒業程度認定（旧大学入学資格検定）に合格していても、高等学校等を卒業又は修了していなければ支給される。

４　在学期間

Q４－１　過去の在学期間の確認

生徒の過去の高等学校等における在学期間に係る記入欄については、原則、生徒側からの申告に基づくこととする。過去の学校の在学証明までを求める必要はない。ただし、生徒側からの申告に誤りがあることが疑われるなどの事情がある場合は、必要に応じて当該学校に確認の上、記入する。また、申請書における過去の学校の在学期間の記入欄が不足する場合は、必要に応じて別紙により提出させること。

指導要録の保存年限が経過したなど、過去の在学期間を証明するものがない場合も、原則どおり本人の申告に基づき在学期間を判定する。この場合、申立書を作成してもらうことにより記録を残すとともに、意図的に不正受給を行った場合には、罰則の対象となる場合があることを周知することなどにより、虚偽の申請を抑制する方法を採ることが考えられる。

過去に就学支援金を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」を添付させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。

Q４－２　在学期間の通算に含まれる期間

高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（3年制か4年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者は、就学支援金を受給することができない。

また、平成25年度の法改正により、平成 26 年度より新たに対象となった国家資格者養成施設の指定を受けている各種学校については、過去の在学期間を全て通算する。

なお、各種学校となっている外国人学校については、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省で指定される前の在学期間は通算しない。

Q４－３　在学期間の通算に含まれない期間

在学期間の計算の特例（規則第２条）として、在学期間の通算に含まれない期間は以下のとおり。

①所得制限に係る要件に該当することにより就学支援金が支給されない者が高等学校等を休学した期間。（所得制限に係る要件に該当することを見越して認定申請を行わない者も含むものとする。この場合において、個別具体に当該者の所得について確認する必要はなく、認定申請を行っていない時期に休学していたことを確認することができれば、当該休学期間を除外しても差し支えない。）

②平成 22 年 4 月以前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに規則第１条第 2 号に掲げる専修学校一般課程及び各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの）以外の高等学校等を休学した期間

③平成 26 年 4 月 1 日以前に公立高等学校等を休学した期間
④高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で指定される前の各種学校となっている外国人学校における在学期間
⑤日本に住所を有しない期間（例えば、海外の高等学校から日本の高等学校に転学する場合の海外の高等学校における在学期間）は、36 月の期間の通算から除く。
⑥外国の高等学校や在外教育施設から日本の高等学校等に転入学した場合、転入学時から最大 36 月（定時制課程等は 48 月）就学支援金が支給される。
⑦所得制限基準に係る要件に該当するため受給権を有していない者が休学した場合は、当該休学期間が自動的に 36 月の受給期間の通算から除かれるが、就学支援金の支払の一時差止めを受けている者については、引き続き受給権者の地位を有しているため、休学し支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる

Q４－４　転学した場合の在学期間の扱い

転学したか否かにかかわらず、高等学校等に在学している期間が 36 月までの者（定時制課程等は 48 月）には、就学支援金が支給される。したがって、高等学校等から他の高等学校等へ転学した場合には、編入学・再入学を問わず、36 月からそれまでの通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について就学支援金が支給される。

Q４－５　長期停学中に授業料が発生していない場合

生徒が長期の停学中であり、授業料減免により授業料徴収されていない場合でも、休学と停学は学校教育法上の位置づけが異なる処分であるため、停学を休学と同様とみなして法第８条に基づく就学支援金の支給を停止することはできない。

よって、長期停学中に授業料減免により授業料が徴収されていない期間も、在学期間に通算する。

法第8条
就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。
２　前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第三条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

令第５条　（就学支援金の支給の停止）
法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とする。

学校教育法施行規則　第26条
校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
２ 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

学校教育法施行規則　第94条　生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

5　所得確認

Q５－１　所得確認の対象

所得確認の際は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出する必要がある。保護者とは法第３条において学校教育法第 16 条に規定する保護者とされており、学校教育法第 16 条では、保護者とは、子に対して親権を行う者または親権を行う者がいない場合は未成年後見人であると規定している。就学支援金の支給額の判断基準となる保護者等は以下の順で判断する。

① 親権者

親権者とは、子に対して親権を行う者であり、一義的には実父母が共同で親権を行う。協議離婚の場合は、どちらか一方が親権者となる。ただし、児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。

② 未成年後見人

親権者がいない場合は、未成年後見人が支給額の判断基準となる。ただし、法人である未成年後見人及び民法第 857 条の 2 第 2 項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。

③ 主たる生計維持者

生徒に保護者がない場合には、基準となる税額は、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者（主たる生計維持者）の税額となる。

④ 生徒本人

保護者及び主たる生計維持者がない場合は生徒本人の税額で判断する。この場合、生徒本人が道府県民税所得割や市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合は、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。（未成年である者に限る）一方、個人番号を利用して道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認する場合は、情報連携により、簡便かつ正確に確認が可能であるため、生徒本人が道府県民税所得割や市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合でも、個人番号カードの写し等の提出を求める。

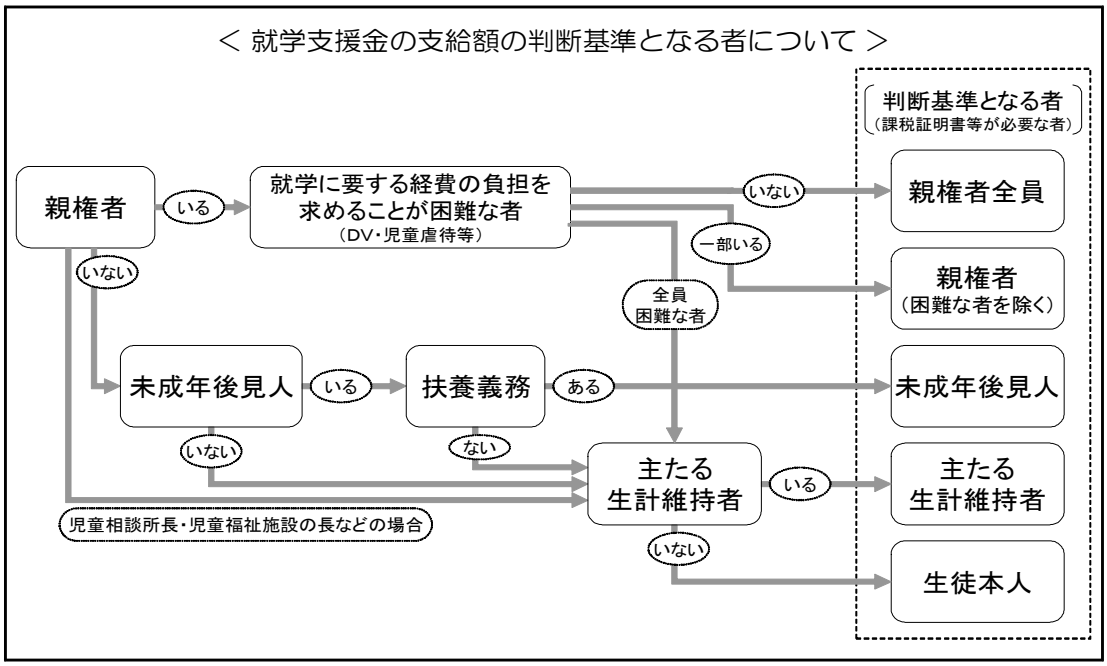

Q5－2 「保護者」に含まれない親権者とは

親権者が、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、本法の適用においては、その者は保護者には含まれない。

Q5－3 養子縁組をしていない場合

保護者（親権者）が再婚した場合に、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、就学支援金制度における保護者には該当しない。

Q５－４　親権はないが監護権がある場合

税額を判断する基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。

Q５－５　親権者以外の同居親族等に所得がある場合

生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。

Q５－６　生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難である親権者

保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。

Q５－７　主たる生計維持者とは

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等の者であるので、簡便な確認手段として、例えば健康保険証を確認すること等によることが考えられる。

Q５－８　生徒が成人の場合

成人には親権者及び未成年後見人がいないため、成年に達した生徒の場合には本法の適用上「受給権者に保護者がいない場合」にあたる（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）。

Q５－９　保護者等が国外に在住する場合

所得確認を行う保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。

① 所得制限基準該当性の判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1 月 1 日）に日本国内に在住しておらず、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）

→　日本国内に在住している保護者等のみの道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額により基準該当性を判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）。

→　日本国内に在住している保護者等がいないときは、通常の支給限度額を支給。

② 加算支給基準該当性の判定においては、保護者等の全員が市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない（道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）

Q５-10　生徒が里親に養育されている場合・小規模住居型児童養育事業において養育を受けている場合

本法上の「保護者」が両親でない者の場合には、当該保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

① 児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長

② 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③ 法人である未成年後見人

④ 民法第 857 条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、主たる生計維持者がいる場合は当該者、いない場合は生徒本人の税額により判断する。

ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。

6　申請

Q6－1　申請者とは

認定申請は当該高等学校等に在学中に限り可能（高等学校等に在学していない者が将来高等学校等に入学することを前提として申請することは不可能）。

認定申請を行う者は「生徒」であり、申請に当たって保護者の同意は必要ない。ただし、「生徒」が未成年の場合、認定申請書は親権者等の法定代理人が記入して差し支えない。また、受給資格認定において年齢は問わない。

Q6－2　申請書に不備・誤記がある場合の対応

提出のあった記入事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、学校・都道府県職員が代わって申請書等に記入・訂正するなどの対応も可能である。その際、代わって記入・訂正したことが明らかになるようにし、記入した日時、記入者、確認方法等について記録を残しておくことが望ましい（申請書の余白に記入、メモを添付するなど）。

Q6－3　受給資格があると考えられる者が申請を拒否する場合

生徒自身の意思で認定申請を行わない場合は、当該生徒は就学支援金を受給することができない。（学校設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。）

Q6－4　課税証明書の年度

4～6月分の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出することが必要となる。　課税証明書等の保護者の所得を証明する書類は通常毎年6月中に発行されるところ、就学支援金の支給を希望する生徒は、第1学年時の4月に前年度の課税証明書等を提出し、7月～翌年6月の支給については、「7月末を目途として都道府県の定める提出期限」までに当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する必要がある。

その後は、第2学年時及び第3学年時の「7月末を目途として都道府県の定める提出期限」までに、当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する。

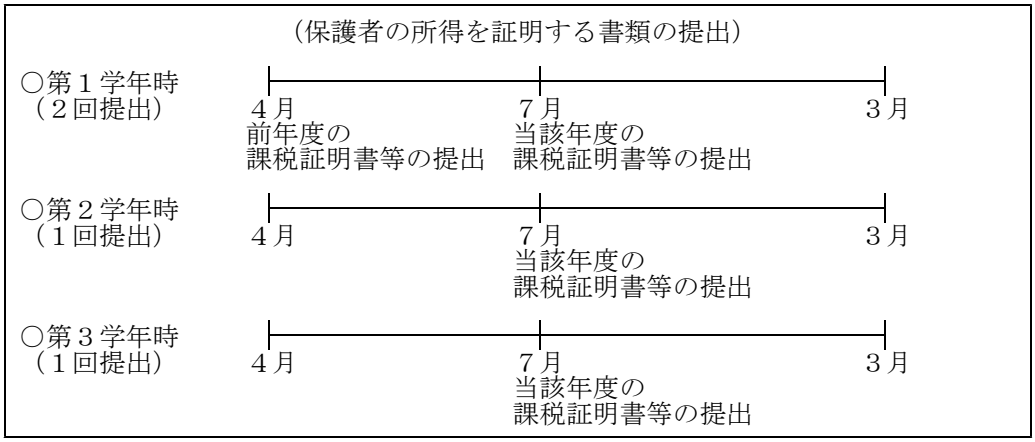

課税証明書等は原本を提出することが望ましいが、都道府県の判断により、複写としても差し支えない。

Q6－5　年度途中の申請

年度途中に就学支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月（月の初日に在学していない場合は翌月）から支給し、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」（法第６条第３項）に当たると認められる場合を除いて、遡って就学支援金を支給できない。

Q6－6　課税証明書以外の保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を明らかにできる書類

保護者等の所得を証明する書類をどのような書類とするかは、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる市町村の長の証明書その他の書類について、都道府県が判断する。

＜課税証明書以外で道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる書類＞

○　保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年５～６月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収額の決定・変更通知書。

○　自営業などの場合は、毎年６月に発行される納税通知書。

○　生徒が１月１日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合には、翌年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となることから、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（就学支援金が支給される月の属する年（1～６月分についてはその前年）の１月１日時点に生活保護の対象であることが確認できるものに限る。）を提出することにより、２.５倍加算の対象となる。

Q6－7　個人番号カードの写し以外の保護者等の個人番号を明らかにできる書類

個人番号カードを有していない場合には、原則として通知カードの写しまたは個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書により保護者等の個人番号を確認することができる。

これらの添付が困難な場合には、地方公共団体システム機構への確認、過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイル、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの）によるほか、様式第１号（その２）により課税証明書を添付して申請を求める。

Q6－8　保護者等が税の申告をしていない場合

個人番号カードの写し等を添付して申請する場合は、課税義務がなく税の申告を行っていない場合には、課税額がないことを情報連携により把握が可能である。課税証明書を添付して申請する場合においては、生徒の保護者等が税の申告を行っていないため課税証明書が取得できないのか単に課税証明書の取得を怠っているのか判別できないため、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、都道府県へ提出するものとする。課税証明書等が提出されない場合、受給資格の認定ができないまたは差止めとなるため、就学支援金は支給されない（上記Ｑ５－１の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。なお、保護者等が申告を行わないことが養育放棄に該当すると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。

その上で、都道府県の判断により、当該生徒について、「7 月末を目途として都道府県の定める提出期限」を延長し、保護者等が申告を行った後に個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出させることは可能。

Q6-9　課税証明書等の添付が不要となる場合

保護者のうち片方が控除対象配偶者であれば、ほとんどの場合、収入が 100 万円以下となるため地方税法の規定により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となるが、控除対象配偶者であっても、収入が 100 万円を超える場合には、道府県民税所得割や市町村民税所得割が課されることとなる。ただし、道府県民税所得割や市町村民税所得割が課されたとしても、最大で 5,000 円程度であるため、所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、非課税証明書の提出を求める必要はない。なお、収入が 100 万円以下である場合には、地方税法の規定により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割は課されない。

また、ドメステックバイオレンス（ＤＶ）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。（申請書２．（２）②ウ、④、⑤又は（２）－２⑥）

例えば、次のケースも上記の場合に該当する。

・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合。
・自らが経営する会社の倒産などにより親権者が住民税の申告を行わない場合であって、生徒本人が税の申告・課税証明書等の取得を求めたが応じてもらえない場合。

上記のやむを得ない理由については、個別のケースに応じて、都道府県において柔軟に判断されたい。判断が容易でない場合は、必要に応じて文部科学省の高校修学支援室まで相談すること。

Q6-10　個人番号カードの写し等の添付が不要となる場合

親権者、未成年後見人、または主たる生計維持者の全員が平成 27 年 10 月５日以降日本に住所を有したことがないため、個人番号の指定を受けていない場合は、個人番号カードの写し等の添付は不要である（個人番号カードや通知カードを有していない場合ではないことに留意）。（申請書２（２）⑥）その場合、就学支援金の基準額を支給することとなる。

また、ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち一方又は双方の個人番号カードの写し等が提出できない場合には、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。（申請書２（１）②イ、④、⑤）

例えば、次のケースも上記の場合に該当する。

・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に個人番号カードの写し等の提出を求めたが応じてもらえない場合。
・自らが経営する会社の倒産などにより親権者が住民税の申告を行わない場合であって、生徒本人が税の申告・個人番号カードの写し等の提出を求めたが応じてもらえない場合。

上記のやむを得ない理由については、個別のケースに応じて、都道府県において柔軟に判断されたい。判断が容易でない場合は、必要に応じて文部科学省の高校修学支援室まで相談すること。

Q6-11　申請・届出をできない「やむを得ない理由」「正当な理由」とは

法第６条第３項に規定する、「やむを得ない理由」としては、災害への被災や長期

にわたる病欠、税の更生、保護者等の病気や仕事の都合（長期にわたる入院、療養、海外出張等。）、ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）や養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。認定申請をすることができなかった場合の「やむを得ない理由」の判断を行うのは都道府県であるが、実質的な確認作業を学校設置者が行ってもよい。

法第９条の「正当な理由」とは、受給資格認定時における法第６条第３項に規定する「やむを得ない理由」と同様である。

上記のやむを得ない理由又は正当な理由については、就学支援金制度が教育の機会均等に寄与することを目的としていることを踏まえつつ、個別のケースに応じて都道府県において柔軟に判断されたい。判断が容易でない場合は、必要に応じて文部科学省の高校修学支援室まで相談すること。

Ｑ６-12　申請書は提出したが、個人番号カードの写し等又は課税証明書等の提出が遅れている場合

保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等の取得・提出が遅れ、申請書等の提出期限に間に合わない場合には、申請書等のみ先に提出させ、個人番号カードの写し等または課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）など、可能な限り柔軟に受付を行うようにすること。

個人番号カードの写し等または課税証明書等の補填の期限については、各都道府県において生徒の状況を確認しつつ、適切に設定し、提出を求めること。個人番号カードの写し等または課税証明書等の補填に時間を要している場合は、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。また、提出可能な場合には、生徒の状況に配慮しつつも、本来申請書と同時に提出すべきものであることも踏まえ、すみやかに提出されるように促すこと。収入状況届出書の場合も同様。

Ｑ６-13　個人情報の保護

就学支援金事務に伴い入手した個人情報は、個人情報保護法及び各都道府県の個人情報保護条例等の法令に基づき、適切に管理する必要がある。

特に、個人番号等の特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）をはじめとする関係法令に加え、個人情報保護委員会の定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」や各都道府県において定める「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」も踏まえ、適切に管理する必要がある。

７　認定

Ｑ７－１　受給資格の有効期間

受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。また、休学中に支給停止している間も受給資格は有効である。

ただし、所得制限により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。

Ｑ７－２　学校が不適切な運営をしているなど在学状態に疑義が生じている場合

法第３条において、「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（括弧内省略）における就学について支給する」とされていることから、受給資格認定の際、学校運営が著しく不適切に行われているなどにより、支給対象高等学校等における生徒の在学そのものに疑義が生じている場合には、

当該学校に通う生徒の受給資格認定を留保し、当該学校や都道府県において当該学校を所管する部局（構造改革特別区域法第 12 条に基づき株式会社の設置する学校については、同条に定める認定地方公共団体）に対し確認をすること。

また、認定後において不正等が発覚した場合には、法第 11 条に定める不正利得の徴収を行うなど厳正に対処されたい。

上記の取扱いについては、支給対象となる高等学校等に対し予め周知すること。

Q7－3　受給資格消滅通知・支給実績証明書の記載事項

定額の授業料を定める学校に在学していた生徒が単位制授業料を定める学校に転編入する場合に、転出県の県知事の受給資格消滅通知に履修単位数等の記載がない場合は、転入県において、就学支援金事務を処理する上で必要となる当該生徒が履修した科目の単位数について、指導要録等に基づいて把握し、または、教育課程表等の他の資料と併せて把握が可能であれば、それらによって受給資格の認定を行うことは問題ない。

なお、特段の事情により、履修単位の把握が困難な場合には、Q13-5 によって、処理することもやむをえない。

8　支給額の算定・支給

Q8－1　申請認定後、支給を開始する日

就学支援金は、受給権者である生徒がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について支給されるものである。

入学は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わることから、4 月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は 4 月 1 日として取り扱って差し支えない。ただし、条例等において、入学日を 4 月 2 日以降の日として規定している場合は、4 月分が支給されないが、例えば、「高等学校等就学支援金の支給に関する限りにおいて、生徒が 4 月 1 日に在学しているものとみなす。」などと条例、規則、学則等において規定することにより、4 月分の就学支援金を支給することは可能。

就学支援金の支給は、原則として、認定申請書が代理受給者である学校設置者に到達した日が属する月の分から支給される。（例えば、4 月に入学した者が 5 月になって認定申請書を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」（法第 6 条第 3 項）に当たると認められない限り、4 月分は支給されない。）

Q8－2　授業料が減額又は免除されている者

就学支援金は、授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒（いわゆる「特待生」）には支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として支給される。

なお、施設整備費など授業料以外の納付金については就学支援金の支給対象としない。

Q8－3　授業料減免、奨学金と就学支援金の関係

就学支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とされており（法第 5 条第 1 項）、すなわち、支給対象高等学校等の設置者である学校法人等が有する受給権者（生徒）の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。

ここで、「授業料減免」については、一般的に、学校法人等が、授業料債権そのものを変更することで、授業料の一部又は全部を免除することを意味している。

このため、学校法人等が「授業料減免」を実施する場合の就学支援金の額は、「授業料減免」による変更後の授業料債権の額となる。

また、「奨学金」については、一般的に、学校法人等が、その有する授業料債権とは別途、生徒に対して給付する学資金を意味している。このため、学校法人等が「奨学金」を給付する場合には、授業料債権の額に変更は生じない。

すなわち、学校法人等において「奨学金」を授業料債権と相殺し、実際に金銭を生徒に給付しない場合であっても就学支援金は支給される。

Q8－4　税の更正があった場合

受給資格の認定を受けていない者や、収入状況届出において所得制限に該当したことにより、受給資格が消滅した者が、税の更正により、受給資格を満たすことになった場合は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から）15日以内に、受給資格の認定申請を行った場合には，遡って申請があったものとみなして差し支えない。

また、収入状況届出をせずに、差止め処分を受けた者が、税の更正により、受給資格を満たすことになり、収入状況届出が行われた場合には、遡って届出があったものとみなして差し支えない。

加えて、就学支援金の支給を受けている者が、税の更正により、支給額の加算区分が増額となる場合には、税の更生後に保護者の収入に変更があったものとして、規則第11条第3項に基づき、収入状況届出を行う必要がある。都道府県は当該届出を踏まえ、本来の加算区分に基づいて、遡って支給を行って差し支えない。

いずれの場合も、更正通知書を受け取った日の翌日から15日を超えて受給資格の認定申請が行われた場合には遡って申請・届出があったとみなせなくなるため、注意するよう周知を図ること。

当該取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

また、支給を受けていた生徒について、所得税法に係る更正又は決定により、所得割額が所得制限もしくはそれぞれの加算区分の基準額を超えることとなった場合は、当該更正又は決定の原因を問わず、要件に該当していなかった月分の支給額又は加算支給額は全額返還する必要がある。

なお、上記取扱いは平成29年4月からの申請・届出について適用することとし、それ以前の申請・届出については遡及して適用しない。

Q8－5　平成22年の制度開始前に履修した単位の計算

平成22年4月の制度開始前に履修した科目（履修期間が満了しているものに限る。）の単位数についても、74単位の計算に含むものとする。ただし、この場合においては、年間30単位を限度とするのではなく、履修科目の全ての単位数を74単位の計算に含めるものとする（例えば、制度開始前に1年間で35単位履修した上で退学した生徒の残支給単位数は、74－30＝44単位ではなく、74－35＝39単位）。

Q8－6　平成22年以降受給資格を有していなかった期間に履修した単位の計算

受給権のない生徒（①所得制限の要件に該当することにより受給資格が消滅、②（所得制限の要件に該当することを見越して）認定申請をしていない生徒、③収入状況届出書等を期限内に提出しなかったことにより支払の一時差止めを受けている生徒）が履修する科目の単位についても、現に就学支援金の支給を受けたかどうかに関わらず、支給対象単位数の上限である74単位、年間の支給対象単位数の上限である30単位の計算にそれぞれ含むものとする。この場合において、74単位の計算に含めるのは、年間30単位を限度とする。

Q8－7　併修先の単位の計算

留学先の現地校、定時制・通信制等の併修先の高等学校等及び高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）における学習、学校外活動（ボランティア活動、就業体験及び高等学校卒業程度認定試験の合格など）について、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金の支給対象単位数の上限である 74 単位及び年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算には含めない。

Q8－8　定額制授業料と単位制授業料を併用している場合

同一課程内において、定額で徴収する授業料と単位当たりで徴収する授業料を併用している場合は、1 単位当たり授業料を定額授業料÷履修単位数＋1 単位の授業料として算定すること。具体的な計算は以下のとおり。

例）年額授業料10万円に加え、１単位当たり授業料1万円を徴収する授業料設定の課程で年30単位履修する場合。

１単位当たり授業料＝100,000（円）÷30（単位）＋30（単位）×10，000（円）

9　届出

Q9－1　申請と届出の違い

申請は、生徒等が受給資格を有していないことを前提に都道府県知事に対し受給資格の認定の申請を行うものであり（法第４条）、届出は法 4 条の申請に基づき受給資格を認定された受給権者が、毎年度都道府県知事の定める日までに保護者等の収入の状況に関する事項を届け出るものである（法第 17 条、規則第 11 条）。

申請に基づく支給は、受給権者が認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日）の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる（法第６条第２項）。届出に基づく支給は、届出のあった日の属する月の翌月から開始し（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

法第 4 条（受給資格の認定）

前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

法第 6 条（就学支援金の支給）

２　就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月）から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

法第 17 条（届出）

受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあっては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。）に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

規則第 11 条第 1 項（収入の状況の届出等）

法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなけれ

ばならない。ただし、法第八条第一項 の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあっては、前条第二項の規定により行うものとする。

Q9－2　年度途中に保護者等に変更があった場合

所得要件の確認を行う保護者等は、就学支援金が支給される当該月ごとの保護者等となる。したがって、年度の途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、速やかに個人番号カードの写し等または課税証明書等を添付した収入状況届出書を、都道府県に提出する必要がある。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出しているときは、当該個人番号カードの写し等または課税証明書等を改めて添付することを要しない。

この場合において、保護者等の変更により、所得制限基準に該当することにより支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。

一方、保護者等の変更により、就学支援金の支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。

また、保護者等の変更により、新たに受給資格の要件を満たすことになる（所得制限基準に該当しなくなる）生徒は、認定申請が可能となる（ただし、月の初日において保護者等の所得が所得制限基準を下回ることが必要。）。

なお、保護者等に変更が生じたにもかかわらず、所得制限基準以上であることが明らかであるため、個人番号カードの写し等または課税証明書等を取得・提出することを拒否する者が生じ、そのことにより、就学支援金支給の適正な執行に支障が生じるおそれがあると都道府県が判断した場合は、収入状況届出書等に代えて、例えば、受給権放棄の申出書等を提出させることにより、受給資格を消滅させても差し支えない（それにも応じない場合には、法第 18 条に基づき保護者等に対し報告若しくは文書その他の物件の提出等を求めることもありうる）。

Q9－3　差止めについて

差止めは収入状況届出の提出がない場合に、法第９条に基づき行われているもので、生徒等が受給資格を有していることが前提である。

Q9－4　差止期間中に届出があった場合の支給

支払の一時差止め期間は 7 月～翌年 6 月を基本とし、期限を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとして差し支えない。ただし、提出しなかったことに正当な理由があった場合には遡って支給する。なお、一時差止めを受けている者が、翌年 7 月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに 1 年間を基本とし、支払を一時差し止める。

一時差止めを受けている者（休学に伴い支給停止されている者を含む。）が、収入状況届出書等の提出を行ったところ、所得制限基準額以上であった場合は、7 月（当該届出が 4 ～ 6 月であった場合は前年 7 月）に遡り受給資格が消滅する。

７月に収入状況届出書を提出せず支払の一時差止めを受けた後、休学して支給停止をした者が、翌年の６月を迎えるまでに復学して支給再開申出書と個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出し、支給要件に適合すると認められる場合は、支給を再開する。

１０　受給権放棄

Q10－１　受給権放棄の手続き

就学支援金の受給権は、申請に基づき認定され付与される権利であるため、就学支援金を受給する権利を放棄することも受給権者であれば可能と解される。例えば、年度の途中で何らかの理由で就学支援金の受給を辞退すること等が考えられる。この場合は、生徒本人から受給権放棄の意思表示がされた後、受給権放棄の手続きをした時点で受給資格が消滅する。

なお、各都道府県において申請書又は届出書に併せて就学支援金の受給意思を確認する書類を配布し、受給権放棄の意思確認をすることが可能である。

Q10－２　受給権放棄後に再度申請があった場合

受給権を放棄したため、受給資格が消滅した生徒が、改めて法第４条に基づく申請を行うことも可能である。受給資格が認定された場合は、申請した日の属する月からの支給となる。

１１　代理受領

Q11－１　転学の際の代理受領

月の途中で生徒が転学した場合、その月の初日に在籍していた学校の設置者が就学支援金を代理受領する。なお、月の途中で他の高等学校等に転学等をした生徒については、転学等をした後の高等学校等においては同月分の就学支援金は支給されないため、同一の都道府県立の高等学校等の場合は、転学元の高等学校等で授業料を課し、転学等をした後の高等学校等において同月分の授業料を徴収しないこととすることが望ましい。

Q11－２　学校における会計処理

代理受領した就学支援金は、「授業料」として会計処理を行う。なお、就学支援金に係る原資等を都道府県から受け入れた場合には、一旦「預り金」として受け入れ、授業料の納付期限が到来したときに「預り金」で受け入れた就学支援金のうち確定した就学支援金に相当する額を、「授業料」に振り替えることが妥当である。

なお、参考までに、就学支援金を収納した場合の仕訳は次のようになる。

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、授業料から就学支援金相当額を差し引いた額をあらかじめ生徒から収納し、かつ、就学支援金を都道府県から受け入れた場合】

○就学支援金３月分が、都道府県から学校法人に入金されたとき
就学支援金３月分全額について、「預り金」で処理

（借）現金預金	×××××	（貸）預り金受入収入	×××××

○授業料の納付期限が到来したとき
生徒からの入金分を「授業料」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち１月分を「授業料」に振り替え

（借）現金預金	×××××	（貸）授業料収入注(1)	×××××
預り金支払支出	×××××	授業料収入注(2)	×××××

注(1)　授業料から就学支援金相当額を差し引いて生徒から収納した額
注(2)　就学支援金について「預り金」で処理したうち１月分の額

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、就学支援金を都道府県から受け入れる前に、生徒から授業料全額をあらかじめ収納する場合】

○　生徒から授業料全額を収納したとき
（借）現金預金　　×××××　　（貸）授業料収入　　×××××

○　就学支援金 3 月分が都道府県から学校法人に入金されたとき
就学支援金 3 月分全額について「預り金」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち生徒への還付相当額を「現金預金」に振り替え

（借）現金預金	×××××	（貸）預り金受入収入	×××××
預り金支払支出	×××××	現金預金	×××××

学校設置者が預り金として就学支援金を受け入れている間は、他の資金と明確に区別し、透明性のある会計処理を行う必要がある。また、この間、就学支援金を預金することにより利息収入が生じないよう、就学支援金のみの当座預金口座等により管理を行うことが望ましい（なお、やむを得ない事情により当座預金口座等による管理が行えない場合は、当該利息収入を学校の教育活動に係る経費等に充当することは可能）。

１２　休学

Q12-１　支給停止の手続き

休学により支給停止されている場合（一時差止めを受けている者が支給停止されている場合を含む。）は、生徒が支給再開の申出を行う際に、支給再開申出書（様式 24（省令様式第 3 号））に収入状況届出書等を添付するものとする。

Q12-２　生徒から支給停止の申出がない場合

一時差止めを受けている者が休学する場合は、支給停止の申出を行わなければ、36 月の期間の通算から休学期間を除くことはできない。

Q12-３　生徒が入学と同時に休学する場合

生徒が入学と同時に休学するなど、認定申請書と同時に支給停止申出書を提出した場合、就学支援金は認定申請書の提出があった日の属する月分から支給されることから、支給停止申出書の提出が月の初日でなくとも、当該月分から就学支援金の支給を停止する。

Q12-４　支給再開の申出があった場合の手続き

支給停止・再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給停止・再開する（ただし、支給停止・再開申出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給停止・再開する。）。

Q12-５　復学前に支給再開の申出があった場合

復学前であっても支給再開の申出を行うことはできる。この場合、休学期間中に授業料が生じていれば、支給再開申出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（月の初日の場合は当該月分から）、就学支援金の支給を受けることができる。

Q12-６　復学日までに支給再開の申出がない場合

復学日の属する月までに支給再開申出書の提出がない場合は、その翌月分から（復学日が月の初日である場合は当該月分から）、支払の一時差止めを行うこととなる。ただし、復学日が月の末日であるなど、復学後その属する月内に支給再開申出書を提出

することが困難と認められる場合は、復学後速やかに当該申出書の提出があったものとして取り扱って差し支えない。

復学後に支給再開申出書のみ提出され、収入状況届出書及び個人番号番号カードの写し等または課税証明書等が提出されない場合は、支給再開申出書の提出のあった日の属する月の翌月分から（月の初日の場合は当該月分から）、支払の一時差止めを行うこととなる。

なお、支給停止されている者であって、復学時に所得制限基準に該当することを理由に収入状況届出書及び個人番号カードの写し等または課税証明書等の提出を拒否する者に対しては、受給権の放棄の手続を取ることにより、受給資格を消滅させる方法も考えられる。

１３　転学

Q13-１　転出入する場合の支援金の算出方法

＜転学の場合における転学後の支給期間（一般ルール）＞
ｉ）全日制高校等の場合
→「36 月から高等学校等に在学した月数（支給停止期間を除く。以下同じ。）除いた月数」とする。
ⅱ）定時制課程等の場合
→「48 月から高等学校等に在学した月数を除いた月数」とする。
ⅲ）全日制高校等から定時制課程等に転入した場合
→「48 月から高等学校等に在学した月数× 4/3（端数切捨て）を除いた月数」とする。
ⅳ）定時制課程等から全日制高校等に転入した場合
→「36 月から高等学校等に在学した月数× 3/4（端数切捨て）を除いた月数」とする。
ｖ）学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合
→「48 月から高等学校等に在学した月数× 4/3（端数切捨て）を除いた月数以内で、74 単位から過去に履修した科目の（実際に単位を修得したかを問わない）単位数を除いた単位数を上限」とする。
ｖｉ）単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合
→過去に取得した単位数に関係なく「36 月から高等学校等に在学した月数× 3/4（端数切捨て）を除いた月数」とする。
ｖ）全日制高校等と定時制課程等の間を複数回転出入している場合
ａ．全日制高校等に転入する場合
→　36 月－（全日制等月数＋定時制等月数× 3/4）（端数切捨て）
ｂ．定時制課程等に転入する場合
→　48 月－（全日制等月数× 4/3 ＋定時制等月数）（端数切捨て）

上記一般ルールに基づき、以下のとおりとする。

パターン（1）学年制から単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）に転入

（例）全日制（学年制）高校を 1 年次の 12 月在籍、32 単位履修で転出、定時制（単位制）高校に転入
①転入後の支給期間（一般ルール）
残支給期間：48 月－ 12 月× 4/3 ＝ 32 月　以内で支給
②転入後の支給額（単位ごとに授業料を徴収する場合のルール）
（74 － 32）＝ 42 単位　まで支給可能
※年間の登録上限は 30 単位。ただし、学年制在籍時の履修単位数には 30 単位の年間上限を適用させない。

パターン（2）単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）から学年制に転入

（例）定時制（単位制）高校を 19 月在籍、登録単位 35 単位（１年目：20、２年目：15）で転出し、全日制（学年制）高校に転入
※登録単位数によらず、既支給期間に基づき残りの支給期間を算出する
①転入後の支給期間（一般ルール）
残支給期間：36 月－ 19 月× 3/4 ＝ 22 月　まで支給可能
②転入後の支給額
月額（9,900 円（全日制の 1 月あたりの授業料額））× 22 月

Q13-２　年度途中で単位制授業料の高校に転入した場合

（例）ある生徒が、A 校において、12 月の履修期間で当該年度に 25 単位を登録し、4 月から 10 月までの 7 月間在学した（ただし、当該単位に係る科目の履修は修了していない）。その後、当該生徒が B 校に入学し、当該年度に 10 単位を登録の上 11 月から 3 月までの 5 月間在学した。

① A 校での履修を承継して B 校に入学した場合

○　1 単位当たりの支給限度額を除す月数は、A 校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B 校で登録した単位数とする。

B 校での 1 月あたりの支給限度額：4,812 円÷ 12 月× 10 単位

○　A 校から B 校への移動の際に承継しなかった 15 単位は、履修期間が満了しなかったことになるため、3 年間の合計で 74 単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

② A 校での履修を承継せず B 校に入学した場合

○　1 単位当たりの支給限度額を除す月数は、B 校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B 校で登録した単位数とする。

B 校での 1 月あたりの支給限度額：4,812 円÷ 5 月× 10 単位

○　A 校で登録した 25 単位分は、B 校への入学の際に承継せず履修期間が満了しなかったことになるため、3 年間の合計で 74 単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

※履修期間満了の考え方が休学時と異なるので注意（Q 13 －３参照）

Q13-３　年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位

（例）ある通信制高校において、履修期間の 2/3 の履修（出席）を満たし且つ期末試験に合格すれば単位が取得できる場合、履修期間 12 月、2 単位の科目について、生徒 A は最後の 4 ヶ月を休学したが期末試験には合格したため単位を修得し、生徒 B は最後の 4 ヶ月を休学したが期末試験には合格しなかったため単位を修得できなかった。

この場合、生徒 A と生徒 B 共に残支給期間と残支給単位数は、以下のとおりとなる。

①支給停止手続を行った場合

○残支給期間：支給停止手続を行った翌月から支給期間が停止する。

48 月－ 8 月＝ 40 月

※休学中の履修期間（4 月）分は支給しない。

○残支給単位数：休学（支給停止）期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74 単位－ 2 単位＝ 72 単位

②支給停止手続を行わなかった場合

○残支給期間：すべての履修期間を支給期間の上限に含める。

48 月－ 12 月＝ 36 月

※休学中の履修期間（4 月）分も支給する。

○残支給単位数：休学期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位 数の上限に含める。

74 単位－ 2 単位＝ 72 単位

※履修期間満了の考え方が退学時と異なるので注意（Q 13 －２参照）

Q13-４　単位修得のない専修学校における履修の単位換算

単位修得のない専修学校高等課程における履修を単位数に換算する場合は、専修学校設置基準第 23 条第 2 項において、一単位当たりの授業時数は、35 単位時間をもって 1 単位とすることと規定されていることから、以下のとおり算定する。

例）前籍校（高等専修学校）において 800 時間の授業を受け、その後、単位制高校に転入る場合の残支給単位数
74 単位－（800 単位時間÷ 35 単位時間）＝ 51 単位（端数切捨て）

Q13-５　前籍校での履修単位数が確認できない場合

前籍校が、学校教育法施行規則第 28 条第２項における保存期間 5 年が経過した後に指導要録等を破棄し、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限（全日制高校等：36 月、定時制課程等：48 月）に対する前籍校の在籍期間（休学期間を含む）の割合に応じて、既履修単位数を算定する。

（例）前籍校（定時制）に 12 月在籍し（既履修単位数は確認できず）、新たに通信制高校に入学する場合の残支給単位数
74 単位－ 74 単位× 12/48 月＝ 55 単位（端数切捨て）

Q13-６　遡って退学・除籍となった場合

学校が、遡って生徒を退学や除籍としかつ学費を返還しないために授業料債権が消滅しない場合、退学・除籍を通知した日までの間の就学支援金を支給することができる。

Q13-７　旧制度が適用される場合

現行制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した生徒に適用される。原則として、平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き高等学校等に在学する者は、旧制度が適用される。ただし、平成 26 年 4 月 1 日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成 26 年 4 月 1 日以降に再入学する際には、現行制度が適用される。

※　「転学」や「それに類する退学・編入学」（例：３月３１日退学、４月１日編入学）については「引き続き高校等に在学する者」に含まれるが、退学後に高校等の１学年４月から再入学する場合には「引き続き」在学するものに原則含まれない。「転学に類する退学・編入学」に当たるかどうかについては、実施主体の都道府県で最終的に判断可能。

高等学校等間で転学した者、編入学した者についても、「引き続き高等学校等に在学する者」に含むものとする。

※　編入学に関しては、退学・入学手続において退学日・入学日に一定期間（2・3 日、1 ～ 2 週間など）が空く場合があるが、都道府県において、転学の場合と同様に「引き続き高等学校等に在学」していると認められるときは、旧制度の対象者とする。

現行制度適用者に係る就学支援金の支給期間には、過去に高等学校等（国公私立の別を問わない）に在学していた期間が算入される。

１４　その他

Q14-１　都道府県と学校の事務分担

就学支援金の支給を決定するのは都道府県であるが、保護者の所得を証明する書類の実質的な確認作業などについて都道府県が学校設置者に事務委託すること等は可能。

都道府県は、生徒から保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を添付した認定申請書（収入状況届出書（様式１（省令様式第１号））の提出を受け、受給資格（第一章２（２）～（５）を認定し、支給額（第一章２（６）、（７）、（９））を算定する。

具体的には、都道府県は、学校設置者から提出された認定申請者一覧（様式 2）（収

入状況届出者一覧（様式15））に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

なお、所得確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱に関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督する。

加えて、受給資格や所得の確認事務を委託した場合には、委託先における確認結果が法令に則り適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどにより、委託先の確認結果の妥当性について検証する

Q14-２　様式の加筆・修正の可否

省令に規定されている様式（様式１、20、24）は、内容・趣旨が大きく損なわれない限り、各都道府県の判断において加筆・修正が可能である。例えば、下線を引く、フォントを変更する、申請書・届出書に意向確認のチェックボックスを設ける等は可能である。一方、罰則規定に関するチェックボックスと一つにまとめる、当該記載を申請書の後方に移動する等はできない。

上記以外の任意様式は、各都道府県の判断で加筆・修正や削除・統合が可能であるが、各様式の法的位置づけは明確にされている必要がある。例えば、差止め通知の「差止め」という表現を、他の表現に変更する余地はあるが、その場合に法第９条に基づくものであることは明示することが望ましい。また、例えば法的位置づけが全く異なる「受給資格消滅」という表現に変更することは受給権者に誤解を招くことから不適切である。いずれにせよ、通知の相手方に処分の内容、法的根拠が誤解なく伝わるものであることが必要である。

Q14-３　時効

都道府県と生徒との就学支援金の時効に関しては、就学支援金が過大又は過少に支給された時から５年間返還・追給の請求ができる。「支給された時」とは支給額が確定した時であり（地方自治法第 236 条第１項、同条第 3 項、民法第 166 条）、年度途中概算払いで年度末に支給額が確定するような場合であれば、その年度末に確定した時となる。

また、受給資格の認定がされていないにも関わらず、支給されたときは、その支給を受けた時から、また、本来受給資格の認定がなされるべきにも関わらず、認定されず、就学支援金の支給が受けられなかった場合には、受給資格の不認定の処分を受けた時から、時効が進行する。なお、後者の場合については、支給の開始時期については法第６条第２項及び第３項の適用を受ける。

上記に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

地方自治法　第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

２（略）

３　金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

４（略）

民法　第166条（消滅時効の進行等）

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

２（略）

Q14-４　処分の取消

受給資格の認定あるいは不認定の処分を行った後に、処分の成立上の瑕疵が判明した場合、各都道府県が当該処分を取り消すこと。取り消しの効果は原則処分成立時ま

で遡及する。なお、職権による取消は適法性・合目的性の回復を目的としているため、法令の根拠は不要である（最判昭 43.11.7 等）。

例えば、具体的には、本来は受給資格があるにも係わらず審査上の瑕疵により、受給資格が不認定となった場合や、高校既卒者であることを隠して違法に申請を行い、受給資格認定された場合など認定処分の根拠となる情報に誤りがあった場合が考えられる。

Q14-５　授業料と就学支援金の年度をまたいでの相殺

当該年度の支援金をもって前年度の授業料債権の弁済に充てることはできない。（例えば 4 月に支給された就学支援金を 3 月の授業料の弁済に充てる等）

また、授業料と、以前に支払われた就学支援金との相殺後の差額を滞納しているような場合でも、納付期限の到来により新たな授業料債権が発生した場合、就学支援金をもってこれを弁済することができる。

Q14-６　事務費交付金、奨学給付金、学び直し、家計急変の過年度支出

過年度支出は、会計年度独立の原則の特例であり、法律に根拠がある場合または国が債務を負っている場合にのみ認められる。就学支援金は、法律に基づく補助であり、また、法第６条第３項にやむを得ない理由により申請ができなかった場合、遡及して申請できる旨が明示されているため、過年度支出を行うことができる。

高等学校等就学支援金事務費交付金、高校生等奨学給付金、学び直し支援事業、家計急変世帯への支援は、法律に基づく補助ではなく、予算補助事業であるため、過年度支出を行うことはできない。

なお、国が債務を負っている場合とは、国が債務を負担し、当該年度中に支払いを行うものについて、国が負担した債務に対する支払いの請求が翌年度以降に至ってなされた場合等をいう。

旧制度・現行制度の適用について

現行制度施行（平成26年4月1日）前から引き続き高校等に在学している者（※）は、旧制度（入学時の制度）を適用

※「転学」や「それに類する退学・編入学」（例：3月31日退学、4月1日編入学）については「引き続き高校等に在学する者」に含まれるが、退学後に高校等の1学年4月から再入学する場合には「引き続き」在学するものに原則含まれない。「転学に類する退学・編入学」に当たるかどうかについては、実施主体の都道府県で最終的に判断可能。

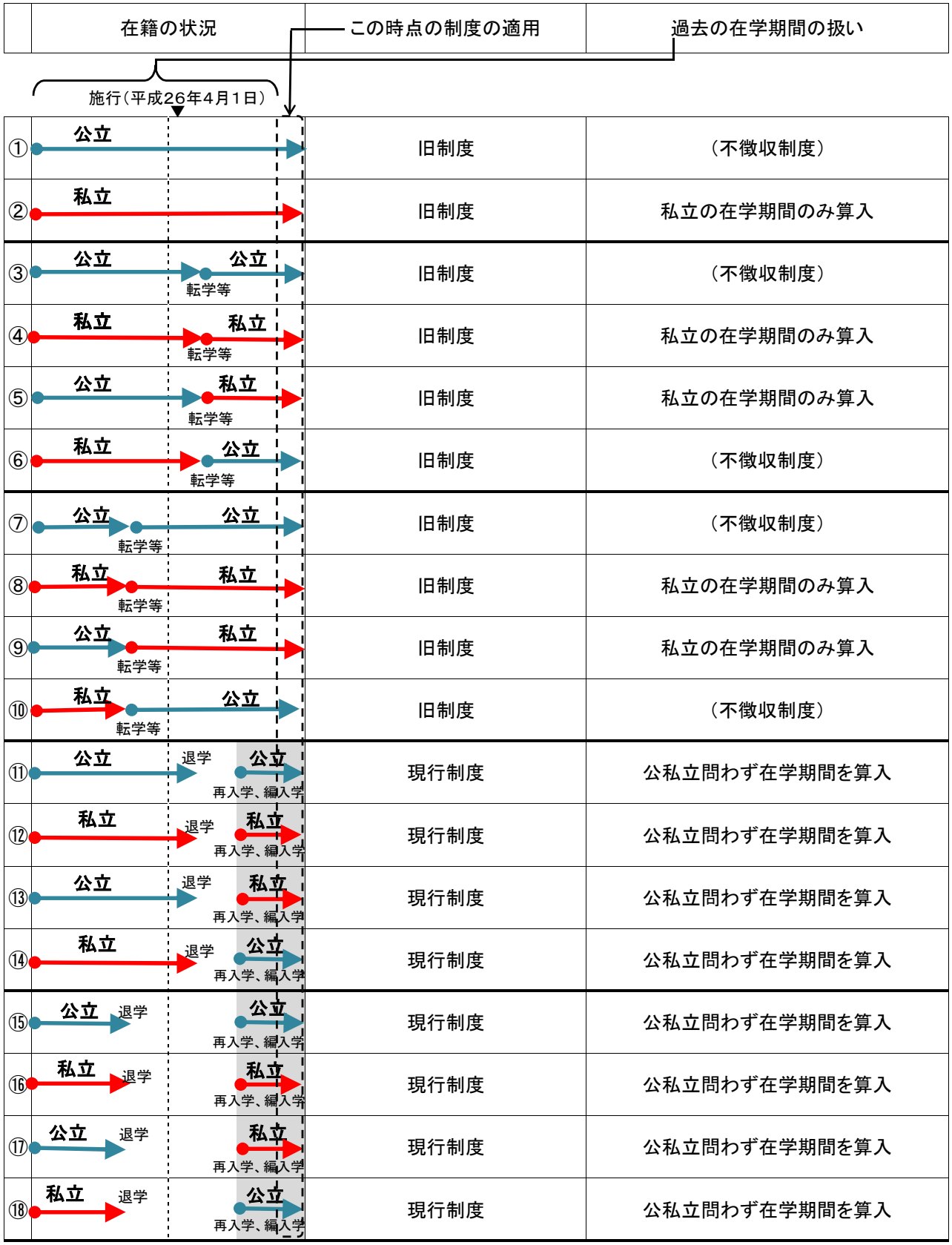

＊「公立」とは、公立の高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部を指す

「私立」とは、国私立の高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部、国公私立の高等専門学校（1～3学年）・専修学校・各種学校を指す

＊過去の在学期間を算入する場合、22年度に無償化制度が導入される以前・以後の区別はしない。なお休学した期間は算入しない。